

第8日目（9月9日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

また、新潟日报社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第3号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問時間制限は、市長答弁時間を含め、1人当たりの質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を超過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしく願いいたします。なお、残時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は、質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さんから簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。あわせて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。久しぶりなのか、一番手というのがちょっと緊張しています。今回は一般質問の通告を大項目3個とさせていただきます。

1 移住者支援の拡充を

1つ目は移住者支援の拡充をということです。やはり人口減になるといろいろな不具合とかもありますし、やはり人口がいることは大切ではないのかという視点でいろいろな思いを述べさせていただきます。

それと昨日、南魚沼市民会館でお笑いカーニバルというのがありました。そこで21人、組数は10組くらいなのか、11組なのか、組数はちょっと数えていなかったのですが、そのくらいの方たち、お笑い芸人が来てくれて、本当に市民会館が盛り上がってよかったという思いがあります。中でもやはり出身地を一生懸命、郷土愛というので宣伝する芸人もいました。皆さんご存じだと思いますけれども、U字工事さんなんていろいろなギョーザのまちですなんて言ったりとか、そういうふうにしていろいろ売りをして、また観光大使になっているからとか、ほかにも山形県出身ですとか、愛媛県出身ですというのを、大勢の芸人が言って、本当に地域を盛り上げつつお笑いで宣伝しているというふうには、私は非常にいい会だったという思いがあります。

そういうことも踏まえまして、やはり人がいるのはいいことだとか、非常に人口というのは大事だな、そこに住む人たちというのはやはり大事だという思いがあります。そういうふうな視点もいろいろある中でさせていただきます。

では1つ目は、都城市のような移住したら最大 500 万円というインパクトのある支援を検討すべきではないか。やはり話題になることによってそこが選択肢になるというのも私はあると思います。例えば、うちの市でも雪とか米で非常に話題になっていて、私の上の年代になると——私の年代でもそうなのかな、上の年代になると、スキーに来てその地元の、南魚沼の人のお嫁さん、婿に入ったという人もいれば、逆にお嫁さんをもらったという方もいますし、この議場にもそういう方はいますね。

そういうのもあると思いますし、やはり結果的にこれはとがっているという、南魚沼というのはとがっている、有名な雪でこう来たというものの中で生まれていったものだと思いますし、やはりそういうふうにして人口増をさせるためにはとがった——全国どこでも今移住者支援というのはしているので、その中でも選んでもらうためにはいろいろな方法があると思いますので、都城市のような移住したら最大 500 万円というインパクトのあるような支援も検討すべきではないかということで質問させていただきます。

大項目の1つ目の(2)のほうは、都城市では未来の人材確保に向けた奨学金返還支援事業というのがあります。これは、要は都城市に住んでいた人たちが、例えば外に出ていたとか大学に行っていた、その人たちが帰って来たときに、奨学金を使っていたらそのうちの半分を支援しますという制度です。こういうのもやはり一つの考え方によっては、ある意味いいのかという思いがあります。

私が高校生、18歳だと今から三十二、三年くらい前か、そのときに私は当時の大和町についてすごい興味のあった施策があるのです。確か大和町は地元で就職したら10万円とか20万円とか、何かそういう施策があったような気がするのですけれども、記憶ありますか。誰かそういう——私はそれをいいなというふうな、私の記憶違いかもしれないですけれども、何かそういう印象が30年たった中でも、私の同級生とかにそういうのがあるのです。当時はうらやましいという、それが移住につながるとかそういうのはまた別ですけれども、でも一つのきっかけになるというふうな思いもあるので、私はこういうのもいいのではないかという思いがあってこの質問です。

3つ目はPR方法について、これは1つ目の考えにつながるかもしれませんが、私はいろいろなメニューがあると、例えばうちの市では、昔はライフの最後のページにこうだったのでけれども——今は「ねっこ」というものですがけれども、その最後に移住支援とかこういうのがありますというのがあるのですけれども。やはりでは一番とがったのは何か、私はやはりそこにつながってしまうのです。PRもほかでもやっているけれども、ほかでも大体やっている点もあたりもするけれども、南魚沼市の独自のものもあるけれども、やはり一番は何が売りなのだというふうなのを見ると、ちょっと南魚沼市のほうはぼやけている点もあるのかという思いがあるので、こういう視点で移住があればいいという思いの中で、大項目1を演壇から

させていただきました。

○議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 今日から3日間、一般質問をよろしくお願ひします。まずはトップバッター牧野市議であります、久しぶりですよ、というか……（「前回もしましたよ」と叫ぶ者あり）ああ、そうですか。失礼しました。軽い気持ちになって、ちょっと肩の力が抜けました。

1 移住者支援の拡充を

1番目の移住者支援の拡充をということで、3項目挙げられています。まず、誤解なくお願いしたいのは、そういういろいろなご提案がありますけれども、そういったことを否定するものではなくて、やはりいろいろ考えて思いを巡らせている中で、ただ、現時点でどういう思いでやっているかということも含めて考え方を示して、一般質問でありますので、できれば高い見地からいろいろなご提案を受けたり、私も思いを話させていただければというふうに思います。

まず、1点目のこの都城市のような、移住したら最大500万円というこのインパクトのある支援を検討すべきではないかということです。宮崎県都城市、何と云っても全国1位の本当にすごいところ。ふるさと納税の寄附額はおよそ193億8,400万円、約200億円に迫ろうとしているところでありまして、2年連続全国第一位であります。このご寄附を財源として、日本トップレベルの移住応援給付金制度を創設されていて、1,041人——令和5年度だけです。1,041人の移住者を呼び込んだと聞いています。

このように移住応援給付金を増額交付すれば——これは言葉が、そうではないぞと言われるかもしれませんが、一時的かもしれないです。こういう移住者の人数は増える可能性はあるかもしれませんが、宮崎市に隣接している市であります。人口は約16万人を擁する宮崎県では第二の都市なのです。これを、こういったところと南魚沼市で同様の効果があるかというのはなかなか不明な点があるというところが少しあります。例えば、仮に同様の制度を私どもで創設したとして、この自治体による移住者の奪い合い——今すごく言われているところもあります。パイの奪い合いということ。これを目的とした給付金の増額合戦になる可能性が非常に高いのではないかと。既に都城市に、追随をしたという言葉はちょっと言い過ぎかもしれませんが、それをまねてというか、そういう大幅な給付金の増額を行っている自治体も全国で散見されるようになってきています。

この取組の、私としては最終的な帰結というか、そういうところとしては、財政規模の大きい自治体、もしくはふるさと納税を多く集めた自治体に有利に働くというふうに思いますし、またもう一方で、安定財源とは言えないふるさと納税制度——これを繰り返し私はここで述べています。私は言うだけでなく、全国一律そうなのだと思いますけれども、これを原資とした給付金の増額には、今の段階としてはあまりよしとせずというところが私の気持ちです。

ふるさと納税寄附金は、やはり寄附金の趣旨に基づいて市民生活、また地域の生活環境を豊かにするために、まずは活用すべきというふうに思っておりますし、市民の方が住みやすいと思うまちづくりこそがこの移住希望者の方にも魅力的に映るものと私は考えております。なの

で、否定はするものではありませんが、都城市のようなやり方というところについては、前にもこういう話はよくあったのですけれども、今のところそれよりも私は内側の充実によって外からどう見えるかというところを、やはり腐心していくべきではなかろうかという気持ちでおります。

(2)の都城市のような未来の人材確保に向けた奨学金返還支援制度、これにつきましては、ほかの議員の方々からもこれまで何度か議場でこういうご質問をいただいております。奨学金返還支援のことですね。奨学金は——これは繰り返しになりますが、本来限られた方、またはそのご家族といえますか世帯の方、この皆さんが返還すべきものであるという考えは今も変わっておりません、私としては。また、その根拠としては、奨学金制度を利用していない世帯の皆さんもいるわけです。多くいます。その公平性という観点から、やはり返還支援制度の導入には、私は慎重な検討が必要だろうとこれまでも言ってきましたし、今もそう思っています。

ただ一方で、医療人材の確保というような市における大きな課題、こういった観点から、例えば北里大学に進学されて——これは前は学院です、今も学院だそうですが、この医療機関に就職される方の奨学金については、給付型奨学金制度を創設していますし、経済的な理由により進学が難しい方には、新たに始まった給付型の奨学金制度を創設したところです。これらの制度もご活用いただければとも考えています。ちょっと今の趣旨とは離れるかもしれませんが。

新潟県の制度でも、Uターン促進奨学金支援制度というのがありまして、これは県内出身の方がUターンをされた後に、県内で就職された場合の奨学金返還の支援制度がある。加えて、日本学生支援機構というところでも、雇用する社員の奨学金返還を支援しようとする事業主、会社側——会社だけではないかもしれません。事業主には事業所から返済の直接送金を受け付けている。その場合の支援金は、法人税の中で損金算入されるなどの優遇策が設けられているということでもあります。

民間の事業者の方々に対して、これらの施策の活用——市が強要するとか、そういうことはできないのですけれども、市の給付型奨学金制度も含めて様々な支援策があることを、まずは周知していくということが大事ではなかろうかと考えております。

(3)のPRの方法であります。南魚沼市は都市部から離れた——もちろん離れているのですけれども、豪雪地帯という特殊な地域であるということをよく理解した上で、こちらに何度も来ていただいている、そして本当に住みたいと思っただけの方に移住していただくことが、ご本人にとっても一番だというふうに私は思います。

逆に、これまでも我々は気づきの中で、そういう方が圧倒的だということが分かりました。雪を否定している人はなかなか来ません。雪を肯定できる方がやはりこちらに来ているということはこの間、気がついてきているところでもあります。これは前から本当は気がついているべきだったと思いますが。その意味では、観光誘客を図るためのPRとは異なっていますし、即効性を求めることもなかなか難しいのが現状ではないかと思えます。ただ、我々としては、スキーやスノーボードといった環境とか、それを含めて夏にもつながっていったり、春、秋もありますけれども、そういうところに引っ張れるというか、つながっていけるというか、そういう非常に大

きなツールがあるということにも気がついています。

PRにつきましては、先ほど議員がお話の、以前ライフスタイル誌のL I F E i n、今「ねっこ」という、またなかなかいいネーミングになったと思っていますし、少し雰囲気が変わってきています。もしくは移住イベントの出店とか様々なPR活動、それから一般社団法人になりますけれども、南魚沼市まちづくり推進機構と連携した移住相談窓口の充実とか、地道に見えるかもしれませんが、こういう活動をずっと続けているということでもあります。

加えまして、最近うれしく思っていますのは、中高生や特に大学生を中心に、教育というような観点も含め、またワーキングホリデーのようなものもありますけれども、Y o u k e yプロジェクト、ふるさとワーキングホリデー、毎回いらっしゃった方々の一人一人に私は会っております。この中でいろいろな南魚沼の魅力を感じてくれている人たちが増えてきていることは事実であったり、子供たちについては、これまで気がつかなかったいろいろなこと、また大人とのつながりもできてき、これらが郷土愛や、またここで何かを起こしていきたいというようなところに——松井さんのいろいろな事業もありますけれども、つながっていけばと思います。

答えになっているかどうか分かりませんが、地道さ、そしてやはりいろいろなツールも持っている。とがったという言い方の中で、私はかなりとがっている地域だと思っているので、この辺のところ議員はどう考えられるかということでもあります。

以上であります。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 移住者支援の拡充を

都城市のようなという、事例を挙げてやるのが一番聞いている方たちも分かりやすいのかという思いがあったのですが、私はこういうふうにも思ったのが、正直話で言いますと、例えば南魚沼でも、南魚沼市移住支援金とか、子育て世帯移住支援金というのがあるわけです。例えば東京23区に対して……

○議 長 牧野議員、マイクを近づけてください。

○牧野 晶君 1 移住者支援の拡充を

一定の要件を満たした移住者を対象に60万円とか、世帯の場合は100万円を交付とか、そういう制度もあるのですが、これは日本全国どこでもやっているのです、国が、そうですね、これは日本全国で。それでさらに職業が、例えばハローワークとか、国に認定されている職業に対してやっているということで、移住しても、子供が帰ってきたらとか——子供が帰ってくるというのはまた別ですが、そういうときの——要は市の移住支援というのは何があるのか。対象にならない方はすごい私は多いと思うのです。これは実際、あるようでないというふうに、私はそう感じています。

その中で、例えば都城市の場合は、来たら幾らやるというので該当する人が非常に多い点もあるわけです。私はそれを思って、要は市の移住支援とやっているけれども、では実際何なの。リフォームとかはここに住んでいてもできるわけです。中古住宅だってここに住んでいる人は移住しなくてもできるのです。例えば中古住宅リフォーム補助金とか、そういうのだからそう

なので、移住支援だけ、移住したらどういふふうなのと。先ほど市長はトータルで考えるべきというのがあったのですけれども、やはり移住したらこうだという、とがったことが私は必要だと思って言ったのですけれども、そこのところは、私はちょっと緩いのではないかという思いがありますので、そこをもう一回だけ簡潔にお願いできればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 移住者支援の拡充を

私がまず思っているのは、移住支援だけというのは、少し片手落ちだと私は思っていて、こちらの市民になってもらうということです。なので、市民の皆さんが、例えばこういうようなところがあるのでいろいろなことをやってみたいとか、例えばそういうふうになるようなインセンティブとか、動機づけとか、そういうことを含めて、特権といいますか、市民であったことが本当にうれしいと思ってもらえるような施策をどんどん打ち出すことによって、移住につながっていくのではないかとこのところをやはり最近考えている。決して先ほどの話を否定するのではないです。

とがったところを——それはいい案があればもっと欲しいと思っていますが、ちょっと都城市ほどのことはできないだろうというのがありますけれども、同時に——先ほどからちょっとくどいように言いますが、この市民もどうかというところ、ここをすごくやるべきだと。だから、都城市の場合は16万人もの人が暮らしている街、そうすると職種とかもいっぱいあると思うのです。我々のところはその職のマッチングはあれではないですか。そういったところも含めて、ただ単に移住せよと言っても、では、例えばですけれども、以前は目指そうとしたCCR Cというのがありましたけれども、例えばそういうところみたいな、1つの世代だけではなくて、今そこを置き換えて、若い人たちからも含めた移住政策にうちの市は転換してきたという過去があるわけです。

なので、決してどこかだけ特定とかではなくて、例えば湯沢町の場合だと、移住者はマンションに来る人が多い。しかしやはり湯沢町の人たちにとってみれば、その先のことの不安もあるわけです。なので、一概になかなか言えなくて、だからくどいように言いますが、市民全体がやはり、うちの市民であることによってプライドが持てるというか、すごくいいところに住まわっているというか、住んでいるという、そういうところを——例えば教育もあるかもしれないし、いろいろなところに心を砕いてやっていくべきではないか。そういう意味で逆にそちらのほうからとがった施策というのがあり得るのではないかとこのところをずっと考えたりしているところなのですけれども、いかがかと思えます。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 移住者支援の拡充を

市長の言っていることも私は間違いではないと思います。というのは、都城市のメモで書いてあるのが、ちょっとどこから切り抜いたか忘れてしまったのですけれども、やはり移住してくる人というのは何だかんだ言って、親とか住民とか友達から「帰ってこいや」とか、そういうのがアンケートで5割くらい出ているという結果もあるわけです。やはりそういうふうの中に

いる人たちで呼び込んでいくというのは私は大事だと思います。

ただ、本当にそういう中でも移住に対して、やはりこういう言うのとあれですけども、最後人がいなくなっていったら、例えばよく言われているのが、仕事は役場職員と農協職員しかないというふうになっていく可能性もあるわけです。

やはり今は本当に人手不足というのがあって、人手がなくて規模縮小とかそういうのもあるので、私はこういうふうに思うのが、先になってから手配するよりも、今のうちにいろいろな施策をやっておくほうが良いというので、市長の考えるのも大事だと思います、全体を。でも、言葉が悪いですけども、目に見えるメリット、とがった移住支援をやっていくというのも大事だと思いますので、そういうこともPRについてやっていくべきではないのかという思いがありますが、考えはもう分かっていますので、この辺で移住はやめておきます。

ちょっと時間が、今日は幾つかあるので(2)に移ります。では答弁をやりたいみたいなので、お願いします……(何事か叫ぶ者あり)(1)、(2)、(3)、もうトータルで話したつもりだったので。

○議 長 1 項目終わりということでよろしいですか……

○牧野 晶君 1 移住者支援の拡充を

でも(2)、何か答弁があるみたいなので……(何事か叫ぶ者あり)全部で言ったつもりだったので。では、ちょっとやり直しをします。

(2)番の将来の人材確保。要は奨学金返還制度、いろいろなことを言われましたけれども、やはり市のほうでも北里学院とか、いろいろの奨学金返済とか——奨学金というふうに私は書いてありますけれども、要は帰ってくる子供たちにメリットを与えるというのも、私が32年前とかに感じたことを正直に言いたいので、奨学金だけではなくて、そういう視点もまたどういうふうを考えているか、再度お願いできればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 移住者支援の拡充を

(2)、(3)もやる……(「はい」と叫ぶ者あり)……では、両方ちょっと含めて……分からなくなってしまったので……(何事か叫ぶ者あり)今の質問……

○議 長 (2)です……

○市 長 1 移住者支援の拡充を

今の質問に答えます、(2)のほうです。奨学金については先ほど言った考え方をずっと、それを今も持ち続けているのですけれども、先ほどの答弁で言っている医療の現場のこととかは少し踏み込んだではないですか。今その当時よりもさらに深刻化してきているのは、医療だけではなくなくて、建設現場もあれば、ほかの業種の皆さん、製造業だってあるし、農業だってあるし、観光業もある。そういったところの皆さんが等しく人材難を物すごい声で訴えてきているのです。こういう中で、ではこれまでどおりの答弁のままでいいかと、自分に自問自答を常にしているわけです。

そういう中では必要などころについてとか、例えば先ほど言った新潟県のUターン制度や、

それから日本学生支援機構の在り方とか、そしてこの議場でもほかの議員からもいろいろなご提案も受けました。それらも含めて、やはりいろいろな思いを巡らせて、どういったことができるだろうかということは、考えることの足を止めてはいけないと思っていて、ゼロ点か100点ではなくて、先ほど都城市も5割と言いました。その言葉を聞いてうれしかったです。ゼロか百という議論がよくあるのですけれども、そうではないというところは感じているので、これは今回いろいろ、もう一つ検討すべきだということを今感じているところであります。

(2) 番は以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 移住者支援の拡充を

私の質問の仕方が悪く、まとめてしまったので、すみません。

(2) について、本当にどこでも人材不足というのはありますので、人が本当に私は——例えば、この周辺の自治体から取ってくるというのはあまり、それは最終的にはもう全然意味がないという思いがあるわけです。そうではなくて、県外の方たちとか真ん中のほうから、都心のほうから戻ってくるためにはどうすればいいのかというので、目に見えるPR、目に見える施策というのが大事だと思っただけの視点なので、大項目の1番についてはもう終わりにします。

2 情報公開請求について

大項目2番の情報公開請求についてです。2番の(1)情報公開請求制度は、本当に私は大事な制度だと思います。何回かこういうのをちょっと知りたいのだけれどもとか、例えばコンペが行われたときに、どういうふうなアイデアでそのコンペができたのかとか、そういうふうなので知りたいという人たちは全国にもやはりいますし、いろいろなことで私は情報公開請求というのは非常にいいことだと思いますけれども、ただ請求があってから回答までの期日が定められており、本当に職員の負担になっている点もあると思います。

令和5年度の情報公開請求は45件あったということですがけれども、何人の方が行っているのか。3月のときにも言いましたけれども、過去に大阪市のほうでは半年くらいで53件、中には漠然とした内容を含むものもあり、ほかにいろいろ職員に対応してもらって、市に迷惑をかけたということで、市が損害賠償請求というかをしたという事例もあります。この(1)番、45件は何人の市民が行っているのかというのを聞きたいのと、あと(2)のほうもこれは言わなければいけないと思うので……

○議 長 (1) だけです……

○牧野 晶君 では、(1) だけ。

○議 長 市長。

○市 長 2 情報公開請求について

それでは、牧野議員の2つ目の大項目、情報公開請求です。(1)にお答えしますが、まず先ほど議員もお話ですけれども、情報公開制度は市が保有する情報の公開を図るということで、市政に対する市民の皆さんの理解、また信頼を深め、開かれた市政の推進に寄与することを目的としておりまして、南魚沼市においては市の情報公開条例において市民の知る権利を保障す

るとともに、情報公開請求の権利を明らかにしているものです。

令和5年度の情報公開の請求件数は、議員のお話のとおり45件であります。市のウェブサイトでも公表しておりますが、直近の3か年で見ますと、令和3年度、4年度の請求はいずれも23件だったのです。令和5年度はおよそ2倍に急増しているという状況であります。

原文の通告の中に職員の業務負担について書いてありましたので、ちょっとお答えすると、情報公開条例では、情報公開の請求を受理してから原則15日以内に情報公開するかを決定しなければならない規定となっているため、これは当たり前なのですが、必然的にほかの業務——その職員とかです、1人だけとも限らないですけれども。このほかの業務よりも優先してその請求のあった業務を行うという傾向——当たり前ですよ、期日を決められるわけですから、そこまでにやっているということでありまして。請求が多くなった分、先ほど倍増しているということです。職員の業務負担や時間外勤務が増加していることは、紛れもない事実であります。大変なことになっています。

何人の市民の方が請求を行っているのかというご質問ですけれども、情報公開請求ができる方というのは、市民に限ってはおりません。市内の事業者や勤務者、また市が行う事業の利害関係者なども請求できる規定となっています。また、南魚沼市に関わりのない方からの請求であっても、情報公開に努めるようにという規定になっています。令和5年度の情報公開請求も南魚沼市内外の個人、または法人の様々な方から請求されているという状況でありまして、情報公開を請求できる方であれば回数の制限はないのです。回数に制限なくその権利を行使できるものであります。

同一の請求者が複数の情報公開請求を行っている事実ではありますが、情報公開請求をした回数というのは、これはなかなか他人に知られたくないと考えている方もいるかもしれません。情報公開の請求者の数とかその内訳を公表してしまった場合、特定の方の請求回数が推測できるという、我々はそういう恐れも考えてあげなければいけない。それによって情報公開請求を抑止するような力が働いたり、それから市民の知る権利を制限することになってはいけないわけでありまして、請求者数やその内訳というのは、公表は現在南魚沼市はしておりません。

そのため、実態を確認するためのご質問であると思いますが、情報公開請求をした市民の人数は回答を差し控えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1番は以上であります。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 情報公開請求について

(1)は最後まで大項目2でやっていきますので、では、職員の人件費は幾らかかっているのかという点、ちょっと回答いただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 情報公開請求について

それではお答えしたいと思います。(2)、職員の人件費は、これによって幾らくらいかかって

いるかというお尋ねだと思います。令和5年度の情報公開請求の対応に要した職員の人件費についてお答えしたいと思います。45件の請求があったということであります。この対象の情報を保有する担当課の事務作業時間——これは少しあれもあるかもしれませんが、これはきちんと調べまして、合計で396時間。以下ではないです、396時間に及んでいます。これだけ膨大な時間が情報公開請求の対応に費やされたということであります。

令和5年度一般会計決算に記載をさせていただいている目的別給与費の明細書をちょっと使わせてもらって、これはもう公開しているものですから使わせてもらって、平均給料月額から1時間当たりの時給を算出した場合、——あまりこれだけが独り歩きしてほしくないというところがちょっとあるのですけれども、その表からきちんと計算すると平均で約1,853円になります。ちょっと細かいところは申し上げませんが、実際そうです。職員の数、そして年間の勤務日数、そして1日の勤務時間、これらを全てこうやった場合に1,853円になります。ただこれは平均です。この時給に先ほど言った396時間を掛けた場合、乗じると73万3,788円となります。ただこの数字が正しいか、きちんと出ているかどうかということは分かりませんが、そういう算出はできます。この金額が令和5年度に情報公開請求の対応に要した人件費の概算となります。

このほかにも情報公開請求の受付窓口である総務課の担当者は、この請求内容で例えば、この部署のこういうことと聞かれるわけです。その場所のところの担当課との連絡とか、公開資料の確認とか、請求1件当たり最低でも1時間以上はかかる、当然。そして公開する資料が大量になりますと、10時間を超える事務作業の時間を要しているという報告であります。

南魚沼市の規模では、我々のような自治体の規模では、今、職員が大変厳しいという話をしております。数も含めてマンパワーはです。情報公開請求のみに専任の事務員を置くことはできません。そのため時間外勤務の増加を避けることはできません。先ほど言いました、日常でも厳しいのです。そのほかに情報公開のことをやります。どれだけ大変な思いをしているかということだけは分かってもらいたい。情報公開条例が悪いとか言っているのではないです。負担はそういうことです、ということです。

時間外勤務の増加を避けることはできません。そして時間外勤務で対応した場合には、時給が割増しとなるため、先ほどの73万円強という話をしましたが、実際にはそれを超える人件費がかかっていることは間違いありません。市民の知る権利の保障、そして職員の業務負担増加の課題との間で、これはなかなか取捨選択というのができません、市役所は。この中で私としても、恐らく多くの職員も感じていると思いますが、強い葛藤が生じているということは間違いのないのではないのでしょうか。私は特に職員の任命権者であります。このまま見過ごすことが本当に果たしていいのかどうか、そういう尋問を今繰り返していると。強い思いを持ってそういう気はしております。

以上であります。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 情報公開請求について

人件費が計算できるだけで73万円ということですが、例えば先ほど時間外もあると言ったのですけれども、その時間やっているということは、トータル幾らかかるかというのがあるわけです。例えば職員は共済も入っていれば、いろいろな期末手当も入っているし、そういう年間でいうとどのくらいになるのかとか、やはりそこもやらなければ、公平ではないのではないかという思いがあるのですけれども、そこをご回答いただければと思います。それからまた次に行きます。

○議 長 市長。

○市 長 2 情報公開請求について

やはりそういう観点でお話になると思っていました。先ほど73万円かかっているという話をしましたが、決算書にもう記載しているので申し上げると、目的別給与表の明細書の人件費の合計額から1時間当たりの人件費を算出すると、手当とか先ほど言った共済費など様々含めてやった場合には3,935円になります。これだけが、具体的に言いたいが出している数字ですけれども、これも先ほど言ったような計算式でやっていった場合、これに396時間に乗じますと、155万8,260円というふうになるわけです、ということであります。先ほどの数字がもう全然下です。実態はこちらです。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 情報公開請求について

では、(1)、(2)と来たので、またやっていきますけれども、やはり簡単な情報公開請求というのもあると思うのです。先ほど言われたとおり、例えば1時間とかで終わるのだからかもしれないです。でも、本当に莫大な時間かかるものもあると思います。2023年度で一番手間のかかった情報公開請求は何時間だったというのがもし分かれば、ご回答いただければ。2023年度でいいのです。

○議 長 市長。

○市 長 2 情報公開請求について

担当者に答えさせるかと思ったのですけれども、後ろから声が聞こえてきました。個別のものちょっと分からないです。ただ一つだけ言えるのは、この事象について一切の資料を出しなさいという言われ方、分かりますか。すごいものになるのです。その中から必要なものを向こうへやるのです。この私の葛藤、我々の葛藤は分かりますか、一切です。それを全部公開できるものかどうか1枚、1枚チェックを入れるのです。物すごい作業だとお分かりいただけると思います。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 情報公開請求について

私も過去に情報公開請求をやろうかと思ったのですが、議員という立場ではちょっと遠慮しようかと。ただそれでも私はこの制度があるというのはやはりいいことだと思います。なので大事な制度だと思いますけれども、それによって職員とか役所の負担になっているのであれば、私はちょっと制度も考えていかなければいけないのかという思いがあるのですが、市

長の言うとおりに知る権利を侵してはならないというものもあるので、例えば年間5回を超えたら6回以降は高くするとか、そういうふうな視点はどうなのですか。例えば申請料、ちょっと数字を忘れたのですけれども、例えば2回目以降は1万円にするとか2万円にするとか、そうやって5回以上やったらとか、そういうふうな視点はできるのですか、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 情報公開請求について

例えば請求回数によってその手数料とかコピー代とか、そういうことを回数が多くなると上げていけという、そういうことで聞いていると思ってお答えしますが、この情報公開条例では手数料は無料なのです。開示した資料の写しの交付を希望された場合はコピー代なのです。請求者にこの負担をしてもらう、こういう規定になっているのです。あくまで情報公開に必要な最低限の実費のみなのです。これを請求された方に負担してもらうことになるので、先ほどお答えした人件費などは請求額に含まれないです。ただ、先ほど言った金額を聞いて驚きですよ。ね。片や権利のある方々は、回数に制限がないです。権利を行使されて受ける側は全くそれがなく、いっぱい取った中からこの資料とこの資料というコピー代です。費やされた時間はどこに行くのかということもあって、それが葛藤なのです。

なので、私は議員が言われることは非常によく分かりますが、ただ、もう一度繰り返しますが、知る権利とかそういったことを侵してはなりません。なので、非常に難しい課題だというふうに考えております。情報公開請求の抑止につながったり、市民の知る権利を侵す恐れがある。これは我々としては避けなければならないと思っておりますが、今、国やほかの自治体については、手数料とかは300円程度と聞いていますが、写しを交付する資料だけでなく、開示する資料の作成に要する費用を請求しているという事例もあるそうです。しかし少ないのだろうと思います。

これらの事例を参考に、南魚沼市の手数料等の見直し、これらも私は検討すべきであるという事は庁内では話を始めています。あまりにというところが私としては感じているからです。例えばですけれども、権利者の側も情報公開制度の趣旨・目的を逸脱するものであってはならないです。市役所の業務に著しい支障を来すほどの大量の文書の公開請求があった場合、これは分からないわけです。一切出せと言われたらどのくらいのページになるか。こちら側がそれから調べ始めるわけです。こういったことです。

当該請求が権利の濫用と我々が判断した場合、これはやはり情報の開示の拒否などもやるとか、やはりいろいろ考えなければいけないところはあると思います。あくまで権利があれば、その逆側もあるということを、ぜひ分かった上で、しかしながら公開の趣旨はきちんと間違わないように、そういうことでやっていきたいと考えています。

手数料やコピー代を増額できないかということは——私の意見で、庁内でまとまったわけはありませんが、これはサービスの究極が行政だと思っておりますけれども、一般企業だったら考えられないではないですか、ということです。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 情報公開請求について

この制度は本当にすばらしい制度だと思います。そして市長の先ほどの答弁を聞いていても、けして隠すものでもないし、ただ、いろいろな規制をやることによって、今度そこを侵してしまうのがちょっとしんどい点もあるので、やはりいろいろな権利を持っている方たちがまた考えていただければというのは、本当に私もそれは思います。

3 職員の職場環境改善に向けて

では次に行きますけれども、これは情報公開請求についてもつながる点もあるかもしれませんが、職場の環境改善に向けて。私、3月定例会でハラスメントのアンケートをとるべきという質問をしたら、市長からやる方向で考えますという答弁があったのですが、どうなったかちょっとご回答をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 職員の職場環境改善に向けて

それでは、牧野議員の3つ目のご質問の職場の環境改善に向けての、(1)の3月定例会でハラスメントアンケートを今後実施するという答弁が私からあったということだが、その後どうなったかということです。ハラスメント等に関する職員アンケートは、市長部局の正職員、会計年度任用職員 1,081 人。この中には育児休業の人とか様々、あとそうした部局が違うということも含めて少し除いているところもありますが、1,081 人を対象として、7月16日から8月7日の期間で実施をいたしました。回答者は全員で397人。回答率は36.7%でありました。

アンケートの内容は、職員からのハラスメント——職員同士というのか、我々側のサイドでのハラスメント、そして市議会議員からのハラスメント、それから市民等からのハラスメント及び政党機関紙等の購読の勧誘となっております——正直、これ以上あまり申し上げません——という調査結果になっております。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 職員の職場環境改善に向けて

アンケート結果は公表するのかという点について聞いてみたいです。やはり公表することによってハラスメントを防止するという考えも私はあると思います。いつだったか、8月だったかに県のほうでもやはり新潟日報に出たものがありました。新潟日報の記事には、確かハラスメントのアンケートをとったけれども、公表することによって防止につながる点もあるのではないかという視点があるのですが、そこはどういうふうに——これは(2)とあれだったのですが、その内容がちょっと今全然出ていなかったもので、(2)を踏まえて、また最後1番に戻りながら行きたいと思います。

○議 長 牧野議員、(2)でよろしいでしょうか。

○牧野 晶君 (2)でいいです。また1に戻ります。

○議 長 では、(2)の答弁をお願いします。

市長。

○市長 3 職員の職場環境改善に向けて

アンケートの内容を公表するのか、することでハラスメントの防止につながるという考えもあるということです。このアンケートの集計結果については、庁内の衛生委員会というのがあるのです。ここで情報共有を図りたいとまず考えております。あわせて、各所属長——それぞれの所属のトップです——にも今後の各職場でのハラスメント対策に活用してもらおうという目的で内容を公表して、情報共有したところであります。

先ほど県の話がありました。私の手持ち資料なので、その記事のことも持ってきていたのですが、同じことを言われました。県のほうは一切職員には知らせないです。(何事か叫ぶ者あり) 言ってもいいと思うのですが、これが新潟日報の記事では、ハラスメント調査の結果を公表しないことによって、これが抑止効果に疑問の声が上がっているという見出しでした。そういう考え方ももちろんある。

しかしながら、議員の言われる公表とは、外部への公表を指しているのかもしれませんが、庁内でとっているアンケートです。現在は内部での公表にとどめている。ただ、私どもの市は先ほど言ったようにかなりそういう職員から選ばれてきている衛生委員会、そういったところでも共用しながらやっていくということです。私は一歩も二歩も前に出ていると思います。

公表することで、この防止につながるという考え方も確かにあると思うのですが、アンケート調査はまずは無記名ですので、事実関係を個別に調査することはできません。そのため、公表することによって事実と異なる憶測とか、逆に噂とかが広がる恐れもあるということも冷静に考えておかなければならないと考えます。

また、外部に行った場合には、このことがインターネットなどで転載された場合とか、またそのインターネットを使って転載しようとする人がいるとして、この場合、この掲載者の——はっきり言えば第三者です。内部とは関係ない人——そういう人が、一方的な考え方が加えられませんか。往々にしてあることだと思います。正直なところ、こういったことで事実が歪曲される場合もあります。なので、これらによって南魚沼市が悪い印象を持たれてしまったりとか、あるいは既に結論が出ていることも深掘りされるとか、本来は守られるべき職員を傷つけてしまうといったことも考えられるのです。

例えばですけれども、あつてはなりません、南魚沼市に悪い印象と先ほど言いました。それはあることもあると思います。もっと私にとっても心配なのは、確実に採用試験にまで影響します。でも、こういうことを言いたがる方、正直な真つ当な捉え方——ごめんなさい、言葉が悪い。正しくやるならいいのだけれども、それを自分に引きたくてやる場合には自分の力は加わりませんか。こういったことが一番恐れなければいけないことだと私は思うのです。そういったことが、そういう話を欲しがっている方がいるわけです。そこは気をつけなければいけないと私は思いますが、いかがですか。

このようなことから、現時点でアンケート結果の公表は考えていません。今後アンケート結果を踏まえまして、先ほど言いました庁内に設置しています衛生委員会の中、または職員の話合いなどにより、ハラスメント防止指針の改訂などについて踏み込んでもらいたいと私は強く

願っています。まずは自分たちから変えていかなければ、という思いです。それで来年度以降も継続してアンケートは実施したいと考えていますし、改善状況などを検証していきたいと思えます。

加えまして、ハラスメント防止のセミナーとか行っているのです。それは前に議員の方から指摘がありまして、任意ではないですか、それでは意味がないでしょう、という話がありました。私もはっともしました。私が率先して受けようと思います。もしかしたら私はやっているかもしれない。ごめんなさい、やっているかもしれない。だから、やっている人は気がつかないのです、ということです、ハラスメントというのは。なので、庁内で徹底してそういうことをやりながら、庁内のまずは改革、改善を進めていくべきと思います。公表することがいいとは今の現時点では思っておりません。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 職員の職場環境改善に向けて

では、まとめでの再質問を行きますけれども、私も市長の今の考えというのは、やはりいい点はあると思います。ただ、中には——例えば、これはちょっと今新聞報道があったが、テレビとか賑わしているある知事がいるわけです。知事も全然例えばパワハラ——私からこれはパワハラだろうとかいろいろ思うけれども、パワハラではないと言ったりもするし、ある答弁では道義的責任の意味が分かりませんというふうな回答をする方もいるわけです。例えばハラスメントがあったと指摘してもとぼける人もいるわけです。そういう方もいるのです。そういう方にもどうやってハラスメントをしているのだというのを分からせるというのが、私も本当に市長の先ほどの立場ではないけれども、ハラスメント——二十二、三年議員をやっていると、職員に対して強く言うときだって本当ありました。それはハラスメントとなるかもしれない。今本当に私は気をつけるようにしています。

それでも駄目だと言う方がいるかもしれないので、やはり私は自分がいいのか悪いのかという点で、議員として、やはり職員がどう思っているのかというのを、聞かなければ分からないような人ではちょっと困る点もあるのです。自分でいろいろな責任を、いろいろなことを考えてやるというのはあるのですけれども、そういう中には逃げなのか、とぼけるのかという人もいるかもしれないわけです。分からない人もいるかもしれない。そういう方に対してどうやって指導していくかというのを、ちょっと考えを聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 職員の職場環境改善に向けて

私のほうでお答えしますというか、担当の課長とも思ったのですけれども、やはり難しいところがいっぱいあるわけです。まずは、でもやはり事実確認です。そういったところを外部に一々公開しながらやるなんてことは、まず考えられないと私は思っています。まずは内なるところの風通しのよさというか、そういうことがちゃんとできる体制を組んでおいて、そしてやはり一番は、私は先ほど自分のことを言いましたが、私もやっているかもしれないとみんなが思うようにしながら、他者にやはりいい意味で接していくということをしきんとやっていく。

あとは基準というのはなかなか難しいと思います。自分で決められないです。だけれども、これは一般的にはもうそうなのですということが分からなければいけないです。なので、先ほど言ったセミナーの開催とか様々なこういったことが、事象があった場合には、少なくとも南魚沼市は職員のかなりのところが、特定して何とかという問題ではなくて、みんなでそういう事情があるので気をつけて頑張ろうというところに向かっていかなければ、幾らやっても駄目だと思うので、やりたいというふうに思います。答えになるかどうか分かりません。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 職員の職場環境改善に向けて

本当にハラスメントは、議員の私も気をつけなければいけないというのがあります。市のほうでも、市というか議会のほうでもハラスメントの研修会をしたのですが、私はそのときちょっと出られなかったのです。そういうのを反省して、でも資料はいただいたので一生懸命読み返したりもして、本当に自分が気をつけなければいけないという思いがあるのです。ほかの出ていない方もいるというふうにも聞いておりますけれども、やはり自分で自分を自制するというか、自分がハラスメントをしているというのを分かる、本当に議員としての責任とか道義的責任とか、いろいろなことを思いつつ。

市長だって——では私は思うのは、先ほど自分が自分でしてないないかというのを発言することによって、例えば市長は本当にそういうタイプではないですけれども、あれは——またちょっと変なことを言うかもしれないですけれども、本当に言葉に気をつけなければいけないので——そういうふうな人間ではないというのは分かっていますけれども、見てもこれはハラスメントだろうというのを感じるわけです。まずは中からと言っているけれども、それがでは私のような外部だったらどうして対応していくのかというのを、やはりそういう場合は、弁護士とかいろいろ相談していくというのも私は大事だと思うのですけれども、そういうふうな対応というのを考えるべきではないのかというのがあるのですが。

○議 長 市長。

○市 長 3 職員の職場環境改善に向けて

内部と言いますが、我々職員だけという意味ではないです。事情によってはいろいろ法律に関係することも出てくるかもしれない。含めて、少し総務課長のほうから答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 職員の職場環境改善に向けて

ハラスメントや何かの事案につきましては、まず事実確認をきちんと最初にします。いつ、どこで、どういう発言を言われ、そのときどう思ったかという事実確認をまず被害者の方からしまして、それを言ってきた加害者、それから周りに同席した人がいれば同席の人、その人たち、みんな個々に聞き取りをやって、まず事実というのがどういう事実があったのかというのをきちんと押さえて、その上で市として結論を出して、弁護士の見解を聞いて最終的なジャッジということでもあります。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 職員の職場環境改善に向けて

1分を切つてあれですけれども、本当にハラスメントの問題というのは、受け取り方もあればいろいろな問題があつて、非常に怖い点もあります。今、名札とかもみんな名字にされました。皆さん名字でした。これはやはりネットでさらされるとか、そういう点を非常に気をつけてとかだつてありますし、私はそういうことで3月定例会で質問してからこういうふうになつたというのはいい点があるのですけれども、ただ、例えばまだウェブサイトとかある点もあるので、そういうところは直していく。ウェブサイトとかに職員の名前が書かれているとか、そういう点もあるので、そういうところはどうやっていくのかという思いがあるのですが。

○議 長 市長。

○市 長 3 職員の職場環境改善に向けて

ちょっと時間がないのであれですけれども、まずはこれは全国の事案を見て自分が指示しました。我々の市でもほかで起こっていることが起きています。今ほどのいろいろなインターネットの書き込み、写真を撮る人までいます。含めてひらがなにしたのは職員の案だったので、いろいろやはり気をつけなければいけない点がいっぱいあるので、これらについてもいろいろ勘案しながら、まずは職員としての環境を守ったり、みんなが働きやすく、すばらしく能率が上がるような、そういう組織にしていかなければならないと思っていますので、我々庁内の話をしています。そういうことであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、牧野晶君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位2番、議席番号2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 おはようございます。傍聴においでくださった皆様も、季節柄お忙しい中、足を運んでくださり感謝申し上げます。今日は6月定例会に引き続き、市の骨太の方針に掲げる住民の生きるを支え続けるを柱に、医療と介護の2つのテーマで一般質問させていただきます。

1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

壇上からは大項目1つ目の全ての住民が必要な医療を受けられる施策について、市長や病院事業管理者がゆきぐに大和病院の診療所化に伴う機能転換について説明されてきたとおりの、真にこれまで以上の医療を提供できる体制を心から願う立場で、閉院間近となつたゆきぐに大和病院を頼りにしてきた方たちの声も紹介させていただきながら、小項目3点について質問させていただきます。

小項目1点目です。ゆきぐに大和病院が診療所となり、入院機能は市民病院に移されることになるが、外来機能は変わらないという説明でした。しかし、既に一つは朝診、夕診がなくなっています。確かに朝診、夕診はやめますとの事前の説明はその理由も含めてありましたが、住民からは、以前は仕事を休むことなく、ちょっと体調の変化でも受診できた。だから重症化しない

で済んだ部分もかなりあったと思う。今は通常時間にしか受診できなくなって、しかも受付時間は10時までで、予約していない人は3時間も待たされたということを知ったこともある。少なくとも半日は仕事を休むことを覚悟しないと受診しようとならない。どうしても我慢できなくなってからしか受診しなくなってしまう。そうすると治りも遅いし、下手すれば重症化につながる。これって医療費抑制に逆行するのではないかという声を聞いています。

もう一つは、前は胃の具合が悪くて、「先生、朝ご飯食べていないから、胃カメラお願いします」と言えば、すぐにしてくれたのに、今は全然してもらえないという声です。もちろん胃カメラなどは医師が必要と判断するかどうかで、患者が望んだからやるかどうかという問題ではないということは理解しています。しかし、患者さんがそう感じるには、胃カメラをしてもらえなかったという1回だけの経験だけではない複数の要素、つまりお茶飲み話や道ばたでの立ち話も含め、住民同士の情報交流の中で醸成された思いが重なっているのではないかと、何人かから様々なお話を聞いて感じているところです。

今回住民のお話を伺い、胃カメラについてもそうですが、朝診、夕診は特に予防医療という意味で重要な役割を果たしてきたのだと、ゆきぐに大和病院が地域医療の先進と言われるゆえんを新たに再発見した思いでした。

こうした取組は、市長が目指している健康寿命の延伸にとって極めて大事な取組だと感じます。また、重症化させないことは入院が必要となる前に通院、あるいは投薬治療で済むということであり、入院ベッドが足りないこの地域では最も必要な施策ではないでしょうか。医師の働き方改革により、やれなくなったからといって片づけてはいけない、むしろ市民病院の外来でも取り入れるべき取組だと考えますが、市長のお考えを伺います。

小項目2点目は、入院機能が市民病院に移り、健友館も市民病院の隣に移ります。大和地域の方の利便性を保証する移動手段の確保について伺います。外来機能はそのままであっても、病状といいますか病気の種類によっては、外来受診も入院機能のあるところに行かなければならない場合もあります。私がお話を伺った方の場合もそうでした。その方は診療所になったら、市民病院まで連れ合いを受診のために付き添って連れていかなければならないが、市民バスは市民病院には乗り換えないと行けない。連れ合いは乗り換えなどできる状態ではない。自分はもう年だから免許証を返納してしまって車で送ってやれない。タクシーを使えば往復1万円もかかる。800円そここの薬をもらうために1万円もかけなければならない。仮に入院となれば、1日か2日おきくらいに洗濯物などを届けに行くわけだがどうなるのか。いっそのことこの人を殺して自分も死のうかという考えが頭をよぎってしまうこともあると、悲痛な思いを語ってくださいました。

市民病院や新しい健診施設までの移動手段については、ほかにも不安の声が届いています。説明会のときに聞いたけれども、検討しますと言っただけでどうなったか全く返事がないとの怒りの声もありました。受診のための移動手段については大和地域以外の方からも様々な声も聞かせていただいています。自分の近所に寝たきりで自宅で介護を受けている人がいるが、病院で診察を受けるのに介護タクシーを頼んでベッドに寝たまま連れて行った。急患ではないか

ら救急車は頼めないだろうけれども、往診では駄目なのか。介護タクシーは普通の三、四倍かかったそうだというお話。また、自分で車の運転はできるものの、駐車場からとんでもなく歩かされて、健康のために歩くのはいいとしても、具合が悪くて病院に行くというのに、駐車場からあれほど歩かされては、それだけで具合が悪くなるようだななど、聞き流すことのできない深刻な課題がたくさんあると感じています。

今回は診療所と健診施設の移転に伴う大和地域の利便性を保証する移動手段の確保について、どのような対策を講じようかとされているのかを伺います。

小項目3点目です。新潟県は、第8次新潟県地域保健医療計画で、魚沼圏域の既存病床数が基準病床数より少ないことを示しました。ゆきぐに大和病院が診療所になれば病床はさらに不足することになります。6月定例会でも外山病院事業管理者から、ゆきぐに大和病院の45床は必要な病床であると認識している。市民病院での増床を検討したいとの答弁をいただきました。

この答弁を受け、私たち日本共産党市議団は、先月28日に県福祉保健部の2つの担当課の方にお会いし、知事宛てに1つ、ゆきぐに大和病院の診療所化に伴う病床の回復、増床を認めていただきたい。2つ、令和6年3月に策定された第2次新潟県医師確保計画（前期）の着実な実現を図っていただきたい。県が2036年の医師確保の目標として掲げた必要医師数の確保を魚沼圏域でも確実に実現していただきたい。3つ、医師の不足する医療圏に対し、国の責任で医師を派遣する制度の創設を国に求めていただきたいという要望書を届け、懇談させていただきました。

県の担当者は、既存病床数が地域保健医療計画の基準病床数を下回っていることを認め、ゆきぐに大和病院の診療所化によってさらに減ることになる病床の回復、増床の要望に対しては、数の問題だけでなく機能や役割分担、医療なのか介護なのかなど総合的に考えて判断が必要。将来的な需要があるのかなども考える必要があるとしながらも、圏域の地域医療構想調整会議で合意され、県に申請があれば県は検討し、必要と判断されれば増床については当然認められると回答しました。

多少減少しているとはいえ、いまだに多くの方が県外に行かざるを得ない状況にある当市の医療需要に応える体制整備が必要です。魚沼圏域地域医療構想調整会議で増床について合意をいただき、県に増床を要請すべきと考えます。増床についてどのような展望をお持ちなのかをお伺いします。

壇上からは以上です。

○議 長 川辺きのい君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、川辺議員のご質問にお答えします。

1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

大項目1点目の全ての住民が必要な医療を受けられる施策をとということでもあります。まず1番目の診療所になっても外来機能が変わらないという説明だったが、既に前より対応が悪くなったという声がある、診療所になって改善するのかということにお答えします。

以前よりはゆきぐに大和病院の外来機能が悪くなったというふうにお話をされております。

そういうことをお話されている方がいらっしゃるのであれば、それはきちんと受け止めなければいけないと思います。ただ、医療の今の再編、改革というところであれですけれども、本当に必要にも迫られ、そしてなかなかできなかったことに立ち向かってきた。逆に言うと、こういうことにやらなければ、それ以前の私どもの地域医療体制の提供体制が崩壊しかねないというところに立って進めたという中であることも、やはりもう何度もご説明申し上げているので繰り返しません、ぜひ分かっていたいただきたいと考えております。

その上で、この悪くなったという方がどのくらい人数いて、人から聞いたという話も先ほどちょっとお話をしていました。私にも直接訴えに来てもらってもいいですし、私もいろいろなところの場面に立っております。そういったときにお話をされて——決してそれを受け付けなとか、そういうことでは全くありません。そんな気持ちでやっております、なるべくこの改革、医療再編が進み、極めて心配をした状態からは脱して、そして今ほどお話のような多くの方々がこの体制が持続できて、そしてできれば、よくなったと言っていた日を目指して頑張っていきたいと考えております。

ゆきぐに大和病院では、今年4月に大和地域包括医療センターの移行統括長という名前で、統括長として仲公正先生——仲医師を常勤採用して迎えるとともに、内科や皮膚科の非常勤医師についても増員して、外来の診療体制を強化しているところであります。

一方で、今年4月から医師の働き方改革が施行されたわけですが、これについてはゆきぐに大和病院個別の問題ではなくて、法によって全国の病院が対応しなければならない問題となっています。医師不足や生産年齢人口の減少、これらに対応するため、全ての病院が効率的で持続可能な医療体制、診療体制への変革が求められていると理解しているところであります。

診療所になって改善するののかということですが、先ほど冒頭申し上げたとおり様々に、外来機能をあそこで落とすわけではありません。機能の全体をとということで、またさらにということでもあります。朝診、夕診がなくなったことに対するご不満があるということは私も聞きつけてもちろんおりますが、それだけをもって、木を見て森を見ないということであってはならないと考えているところであります。以上です。

それで、2番目です、失礼しました。この2番目のご質問ですが、まずは何といたっても移動手段の確保の対策だと思っております。高齢者の交通手段、これは繰り返になりますけれども、大和地域だけの問題ではありません。市全体の問題として捉えておまして、市民バスが路線バスと同じルートを運行することはできない。これは何度も話をしているので市民の皆さんにもそういうお話をさせていただいていると思っております。こういったことがまずはあって、そうしたことを踏まえながら検討を現在重ねているということでご理解いただきたい。

先ほど市民の方の中からは、直接お聞きになったのか人を通じてかは分かりませんが、そういう声があって、いろいろな回答が検討すると言ってもなかなか——このことだけではないということですが、なかなか容易ではない話なのです。そういったところで検討を重ねているということをご理解いただきたい。

ご質問は、病院運営に関する具体的な内容にも触れられているかと思しますので、これは私

の答弁の後、病院事業管理者からも答弁してもらいたいと考えております。2番は以上にさせていただきます。

3番目のご質問の病床の展望について、これはもうこの議場で何度もいろいろな話をしてきました。地域の調整会議の中で我々がどういったことを話しているのか。ましてやその調整会議以前から病床の問題等々については、その当時見解であったオーバーベッドではなくて、とても足りないのであるということ、県知事にも私もしくは病院事業管理者も一緒にとなりまして、様々やってきたという経緯はお話をしてきました。それらがあつてか、またいろいろなこともあるのでしょうけれども、調整会議上でオーバーベッドではなくてという話に180度変わったわけですから、そういったことも踏まえて現在いろいろなことを考えているということありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

加えまして、人口動態とか疾病の構造です。この議場でも外山病院事業管理者のほうから話がよく出ます疾病構造の変化も踏まえた専門的見地、また病院運営に関する具体的な内容、これらにも触れるところが多いと思ひますので、3番目につきましても、この後、病院事業管理者から答弁をしてもらいたいと考えております。私のほうにもしお尋ねがあれば、また再質問等いただければと思ひます。

以上です。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

1番目についても答弁……（何事か叫ぶ者あり）補足してよろしいですか。

○議 長 2番目、3番目でお願ひしたいと思ひます。

○病院事業管理者 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

では川辺議員の——後でまた質問があれば1番目も補足しますけれども、2番目の通院等のことについて答弁いたします。ゆきぐに大和病院がゆきぐに大和診療所になりましても、基本的な外来機能は変わりませんので、11月からこれまで同様に同じ場所で外来受診ができます。ただし、専門的な検査や1番目の内視鏡の話も、後でご質問があれば言いますけれども、専門的な治療・検査が必要となる場合においては、市民病院など設備や体制が整った病院を紹介させていただくことがあります。

また、入院が必要となるケースにつきましては、その発生時間のコントロールができないことや、入院後は療養に専念していただくため、ご家族から来院いただくのは病状説明など最小限となります。こうした状況から入院時に公共交通機関を利用できるケースはかなり限定されておりますので、ご理解いただきたいと思います。おかげで3月から市民病院のほうでこの半年間、ゆきぐに大和病院から入院機能を集約しておりますけれども、1病棟の急性期、2病棟の地域包括ケア病床、3病棟の回復期とありますけれども、満遍なく大和地域の方々が入院されておまして、この半年間で約60人程度が入院されております。それで想定どおり、こういった従前の大和地域の方々の2倍程度の方々が入院されてきております。

そして、これにこうして議員がおっしゃっているように、大和地域の方々の市民病院の外来

利用も増えてきておりまして、これは大和地域の住民だけが市民病院の外来を利用しているというのではなくて、六日町地域や塩沢地域も利用しているわけでありまして。したがって、先ほど市長が答弁しましたけれども、ゆきぐに大和病院における外来診療科を減らしているわけでもありませんし、総合診療のレベルも医者も増やしてやっているわけでありまして、そういった患者さんの持ついろいろな病態を踏まえて、全体としてこういった形で入院の集約をしている結果、場合によっては市民病院に行ってもらう場合もあるということなので、ご理解願いたいと思っています。

また、健診施設移転に伴う交通手段につきましては、これまで何度か説明しているとおりの大和地域だけの問題ではありません。コロナワクチン接種と同様にタクシーの共同利用などの案もありますけれども、現時点では具体化しておりません。これは令和8年度の住民健診の計画策定に向けまして、今後福祉保健部と協議してまいりたいと考えております。

では、3番目の市民病院での病床の展望についてであります。ゆきぐに大和病院の診療所化に向けて市立病院全体で入院機能を再構築するため、市民病院では地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床を徐々に拡大してきました。また、今年7月から4床増床し144床の病床を運用しております。今後人口減少は急速に進むものの後期高齢者人口は横ばいで推移していくことから、疾病構造の変化によって回復期から慢性期の医療需要は当面の間、高い状態で推移するものと考えております。11月からゆきぐに大和病院は無床の診療所となりますが、再編後の入院医療需要を踏まえ、必要に応じて増床するかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 一般質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

[午前10時57分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時14分]

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

それでは、小項目1点目から再質問をさせていただきます。朝診、夕診については、確かに医師の働き方改革への対応からできなくなるという説明がありました。しかし同時に、機能転換によって今まで以上の医療を提供できるということも同じ説明会でおっしゃっておられます。医師の働き方改革だから仕方ない。人口減少だからと縮小と集約を繰り返しては、際限なく生きにくい地域になっていくのではないのでしょうか。予防医療や健康寿命の延伸という観点からも、朝診、夕診の復活・拡充は必要と考えます。ぜひ検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

具体的な話になっております。これにつきましては、病院事業管理者のほうから答弁してもらいます。よろしくお願いします。

○議長 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

議員もご存じのように、朝診は3月いっぱい終了して、夕診は4月いっぱいやめましたけれども、これは1週間に9時間の時間外診療ということで、それだけで月36時間になるわけですから、医師の働き方改革で、80時間を超えないようにするという戦略の中でそうしたということと、実は一緒に働くコメディカルのほうからもその超過勤務も解消してもらいたいということもありまして、中止したわけでありまして。その辺はご理解いただきたいと思いますが、例えば先ほどご質問があったように、その結果として胃カメラができなくなったという話も——胃カメラの時間をやめたのはそれなのです。

質問していない事柄に答えるといけないのでこれでやめますけれども、胃カメラを何でやめたかということ、胃カメラは人間ドック等でその地域の方々をフォローしなければいけないということで、健友館の人間ドックが終わった11時以降に週、火曜日から金曜日の時間で月35件くらいやったのですけれども、結局朝診、夕診をやめる2時間15分の間、今度は診療をしなければいけないわけです。診療時間、患者さんを昼まで診なければいけない。それで胃カメラをやめたわけでありまして。ご質問のないのに答えることは差し控えますけれども、私はこれはちゃんと市民病院も含めて、医療レベルを下げずによりシステムに転換したと思っております。

以上です。

○議長 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

働き方改革による対応ということでしたが、何としても医師確保にぜひ努めていただき、朝診、夕診を復活していただくよう強く求めて、小項目2点目の病院や健診施設への移動、利便性の確保についての再質問に移ります。

スムーズに大和地域の方の市民病院への移行は進んでいる。そして健診施設への移動については検討中だという答弁でした。また、移動は大和地域だけではなくて、市内全体の問題であるということもおっしゃいました。

例えばですが、介護ではデイサービスやショートステイを利用する場合に送迎してもらいます。これは自力で施設と自宅を行き来できないこと、家族による送迎を前提にしていないからではないでしょうか。しかし、病院の外来診療は自力で、あるいは家族が付き添って行くことが前提となっているのが現状です。私の知り合いには、膝の具合が悪くて群馬県の病院に通っていた方が何人かいます。その病院は、自宅まで送迎してくれるということです。骨太の方針でも触れているように、高齢化が進み疾患の種類も変化しています。家族のありようも大きく変化しています。そうした中で、医療施設や健診施設の集約が進むことによって医療が遠くなってしまう人を増やさないために、外来診療や健診の受診についても送迎という考え方といいますか、体制や仕組みはできないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

質問させてもらっていいですか、時計を止めてもらって。

よく聞いているつもりなのですが、群馬県の、あれは上牧温泉病院だったか下牧だったか……上牧だよ。私がよく分かるのは、子供を連れて毎日のように通っていたので、そして向こうから送迎が来ているのは議員もよくご存じで、よく定例会でも話をしました。今、議員がお話されているのは、市民病院が遠のいて、まず1点は、住民健診などが主になろうかと思うその健診施設の問題の送迎と、それと一般の病院に通うやつも全部足をつけろというふうにお話なのですか。ごっちゃ混ぜにされているのかどうか、少し分からないので聞いています、質問です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

健診施設については、そこまではないのですけれども、送迎体制についての検討ができないかという例として、こういう病院もあるということを挙げさせてもらったのであって、健診施設もごっちゃにというふうにと取られたら申し訳なかったのですが、私は主に市民病院に通うに当たってということ念頭に置きました。そこら辺りはこちらの言い方がまずかったかと思えます。受診に対する——健診も含めて言いましたが、送迎体制をとということで例に挙げさせていただきます。そういうことです。

○議 長 市長。

○市 長 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

それでは、答えられるかどうか分かりませんが、例えば健診のことについては、ある程度の地域のところがあって、例えば大和の皆さんは特に現在の健友館というところで非常に利便はよかったです。そういうことだと思います。それともう一点は、普通の受診の市民病院の、これに全部つけるというのは、これは皆さんが理解できますでしょうか。

私も実はゆきぐに大和病院にいつも通っていた一人なのです。入院も、私は若い頃からいろいろなことがありまして何度も入院したのです。1回だけ当時の六日町病院に入院したことがあるのですけれども、あとは全部ゆきぐに大和病院に入院していました。例えば、塩沢や六日町の人たちは、ではどうするのですかと、だから全部というような言い方のところが私はちょっと違和感がある。

だから、市民バスになるのか分かりませんが、そういう利便性は確保していこうということ先ほどから答弁しているのです。それを超えて、全ての受診とかにということまでは話ができるのでしょうかというところ。そこまでは責任も取れません、ということです。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

全部ということ言っているわけではなくて、可能な限りそういう体制ができないかという意味で質問させていただきましたが、答弁はいただきました。

次、現在当市では、デマンド交通の実証実験が行われて対象区域拡大の動きもありますが、県内の他の自治体でも同じような課題を抱えております。既に見附市や五泉市、胎内市では予約すれば誰でも利用できるデマンド型の乗り合いタクシーや乗り合い自動車を運行しています。料金もおおむね大人 300 円、子供は半額、未就学児は無料という設定になっています。ゆきぐに大和病院の診療所化と健診施設の移転に当たり、移動手段は大和地域の方の大きな不安となっています。診療所化の日程が近づくにつれて、その不安は大きくなってきていると感じています。診療所化を契機に、大和地域でのデマンド交通のまずは実証実験からでも実施すべきではないかと提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

少しだけ許していただいて、先ほどの件、利便性をきちんと向上するために、一生懸命やっています。今ほどのところもあります。ただ、私が先ほどから言っている、なかなか公共交通のいわゆる民間の皆さんと市民バスの在り方というのは、そう簡単になかなか前に進まないのです。この診療所化の問題だけで捉えることもなかなかできない。しかしながら今ほど議員がお話のところはこの議場でも何度も言っているとおり、繰り返しになりますけれども、なるべく利便性をきちんと確保するように頑張っていくということを言っているのです。これ以上ここで、では11月のそこに間に合うかとか、そういうところまでちょっと私が言い切れないところもあります。

ただ、今庁内で行っているプロジェクト・ファイブという形の中で、今年の5つあるそのプロジェクトの中で一番大きく力を入れて、これはどうしてもいろいろ考えるとやっているのは、交通の利便性なのです。当然この中に、今ほど議員が触れられている課題を入れながらやっています。ご理解いただきたいと思いますが、決してそこを駄目だとか言っているわけではなくて、本当にそこを何とかしようということ立ち上げている検討の会がありますので、よろしくお願いします。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

デマンド交通というか、利便性の向上について頑張ってくださいということをおっしゃっていただきまして、デマンド交通についても前向きな答弁だと受け止めました。

診療所化は、既に診療所化が間近に迫っておって時間がないわけです。訪問診療については医師が少ない中、介護施設などを中心に僻地診療も頑張らせていただいています。しかし、現実には需要に答え切れていないと受け止めています。自力ではもちろん、家族の付き添いも含めて通院への不安や困難な状況があります。医療の再々編によってさらにそうした不安が広がっていることも確かです。

先般、選挙費の補正では投票所が集約されることに伴い、高齢者のみ世帯へのタクシー代金が盛り込まれていました。通院でのタクシー利用補助についても、何らかの検討がされてしかるべきではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

言うのは簡単なのです。先ほど言った、それは多分、大和に外来のこともきちんと残して、圧倒的に多いはずの外来のところは大和でやるわけです、ではないですか。今ほど選挙の話をされて、何か切り込み方を考えたなど私もちょっと思ったけれども。それは、民間からいったら市民バスをただにすることもできないのです。分かっただけませんか。片方は営利でやっているところが一緒に混在しているわけです。議員がおっしゃるほど簡単ではないです、はっきり言って。そういうところも踏まえていろいろ勘案した中で、しかし、市民の皆さんにとっての足をどう考えるべきかということを行っているわけです。

私としてはそちらが話す、市は何でそんなことができないのだ、というふうな風潮になってもらっては非常に困ります。もうちょっとしっかりと見た上で、議員ももうちょっと酌み立ててもらいたいという気がします。何度もここで言っているわけです。例えばこの8月に市民バスを無料化したではないですか。公共交通機関の皆さんは、そんなことだって実はけんけんごうごうだったのです。我々にとってはいいことかもしれないけれども、そういうことは片方にとってはいろいろな弊害やそういうことも生まれるのです。これをクリアしながら、どういう道を示していけるか腐心しているということをご理解いただきたい。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 全ての住民が必要な医療を受けられる施策を

腐心していることも重々承知しておりますし、利便性の向上のために頑張っていたかどうかという答弁もいただきました。デマンド交通の実施、それからあるいはタクシー代の補助については、営業に対する補助にもつながるわけでありますので、そういうことも含めて、住民の生きるを支え続ける大きな柱と、その移動手段について柱とすべきであることを訴えて、次に進みたいと思います。

小項目3点目の増床については、地域医療構想調整会議で合意されるよう既に働きかけているし、行きたいということでした。群馬県には行きたくない、群馬県にはやりたくないという住民の願いをしっかりと受け止めて頑張っていたいただきたいと思います。また、市民病院での病床増や健康寿命の延伸を支える朝診、夕診のまずは大和地域での復活のために、そして在宅医療が単にみとりのときだけということではなく、充実したものになるためには医師確保が欠かせません。

2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

さらなる医師確保の対策を求めて、大項目2点目、高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度についてに移らせていただきます。

中項目の1点目です。介護保険料は介護保険制度が発足した当時の倍以上になりました。保険料は年金から天引きされますが、その年金は上がり実質年金は下がり続けています。天引き後の年金だけでは足りず節約に節約をしてやっと暮らしている。体が動く限りはそれでもと僅かな収入でもシルバー人材センターなどの紹介で仕事をして、やっと暮らしの足しにしてい

るという方は少なくありません。そうした中で、仕事をするのが難しくなり収入が年金のみとなってしまう、実際に介護が必要になったときに利用料が払えず、介護サービスを受けることを制限せざるを得ない状況の方が少なくないと感じています。

以前、ある地域のサロンにお邪魔させていただいたときに、「私のような安い年金でも入られる施設に入れればいいけれども、そういうところに入られなければ家で野垂れ死ぬしかないと思っている」とおっしゃった方がいて、ドキッとしました。その言葉からは、先のことをくよくよ考えても仕方ない。今を生きるのが精いっぱいだという諦めとも悟りとも何ともいえない思いが伝わってきて、とてもショックでした。市長のところにもこうした声がたくさん届いているかと思いますが、こうした声はどう答えていくのか。次の小項目2点についてお伺いしたいと思います。

1つ目です。制度開始から2倍以上になった保険料についてです。現行の介護事業費の半分を保険料で賄うという仕組みでは、3年に1回の介護保険事業計画の見直しの際、事業費が増えれば保険料に跳ね返る、介護利用者が増えれば保険料が上がり続けることとなります。また、介護人材不足が深刻ですが、介護報酬が低く賃金が低ければ若い人が展望を持って働くことはできません。せめて全産業並みの賃金がもらえるような介護報酬の引上げがどうしても必要だと考えます。

しかし、そうなるとこれも介護保険料に跳ね返ることになります。既に保険料は倍以上となり、これ以上の負担はできません。そこで保険料の値上げを防ぐために、サービスを抑える、介護職員の賃金を抑える、こういう方向になっています。これでは介護保険制度創設のときの介護を社会で支えるという目的自体が果たせなくなるのではないのでしょうか。

現行では事業費に対し、国が25%、都道府県12.5%、市町村12.5%を負担し、残りの50%、半分を保険料で賄うことになっています。この仕組みを変え国の負担割合を緊急に増やして、保険料負担が軽くなるよう制度を見直す必要があるのではないかと考えますが、住民の実態を目の当たりにしている市長として、このことについての見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

それでは、川辺議員の2つ目の大項目の高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度についてお答えします。

(1)の①番のところであります。この制度についてのいろいろなこととお話をされました。介護保険制度は平成9年12月に制定された介護保険法に基づく制度であります。平成12年4月から開始されておりまして、国民生活に必要な制度であるとももちろん考えておりますし、疑う人はいないと思います。

この制度は介護保険法第1条にあるとおり、国民の共同連帯の理念に基づき創設されたというものであります。第3条によりまして、保険者である——南魚沼市です、基礎自治体——市は保険制度を運営し介護保険の給付を担っているということです。第4条では——細々言って申し訳ありませんけれども、共同連帯の理念に基づいて、介護保険事業に要する費用を公平に負

担するといった国民の努力と義務について規定されています。

介護給付費のうち、介護サービスを利用する方は前年度所得に応じて1割から3割を負担して、その残りを国、県、市の公費で負担する。さらに残りの半分を65歳以上である第1号被保険者の保険料、それと40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で賄っている。釈迦に説法かもしれませんが、そういうことです。南魚沼市は介護保険法の第117条に基づいて、令和6年3月に第9期介護保険事業計画を策定して、令和6年度から3か年の介護保険料を決定して、現在被保険者に負担をいただいているところであります。

全国的に少子高齢化が進行する中、2025年問題と言われる、いわゆる団塊世代が全て75歳以上となる——言葉は嫌ですけども、超高齢化社会を迎えようとしています。市では第9期の最終年度——これは令和8年度ですが——には高齢化率が35.8%となると予測しています。さらに給付と負担のバランスを図りながら、やはり何といても持続可能な介護保険事業として運営していかなければならないと考えています。

国の制度について市長はどう思うか。今日ここでそれを全部語ることはできませんが、いろいろな考え方がありますが、我々はこの制度に基づいて現在進行形で進めているということをご理解いただきたいと思います。なかなか厳しい状況があることは十分承知しておりますけれども、我々はこれをやはりきちんと果たしていくという立場の側でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ制度について、議員もいろいろあれば、議員の活動や様々御党の活動もあるかもしれませんが、こういった中でやはりいろいろなことを申し上げてもらいたいと思います。市長の考えとしては少し差し控え気味に答えておりますが、現状のことをお話ししました。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

差し控え気味ということでしたが、自民党、公明党が野党のときに介護保険の国庫負担の引上げを政策に掲げていました。国庫負担の引上げが必要だという認識は与野党とは共通していることだと思います。日本共産党は何度も国会でこのことを質問はしていますが、現場で直接住民や事業者の苦労を見て、打開したいと奮闘されている自治体の長が国に要請を上げることは何にも増して力になるはずです。国庫負担の引上げを国に要請することについて、市長のお考えをぜひお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

こちらに今全部資料がなくて申し訳ないですけども、全国の首長——私は市長会に属しているわけですけども、こういったところから介護の話がないときはありません。そして加えて製造だけではない、今人材難がずっと言われている中で超高齢化社会——言葉をまた使って申し訳ないですけども、そういったところが本当にクリアしていけるのかとか、このままの状態でとかということ、もうみんなが非常に課題だと考えてやっけていまして、国に対するい

ろいろな要望は、介護保険のことだけでもかなりのたくさんの量があることはお話しをしておきたいと思います。個別具体的なことはちょっと触れませんが、それほどやはり、今お話のとおり担当している基礎自治体については、今物すごい課題になっているということでもあります。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

では、小項目のもう一点についてですが、少ない年金だけで入れる施設に入れてもらえなかったら、家で野垂れ死にするしかないなどと考えなくて済むよう、少ない年金でも必要な介護サービスを利用しながら自立した生活を送れるよう、利用料の軽減・減免などを市として措置することはできないのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

市として措置ができないかということでもあります。利用料の軽減・減免などです。介護サービスの利用においては、特別養護老人ホーム等を利用する際に、例えばですけれども、食費と居住地の自己負担分について、所得や資産が一定以下の方の費用を軽減する負担限度額制度というのがまずはあります。また、1か月の自己負担額が高額になった場合の高額介護サービス費や、高額医療合算介護サービス費、また社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などの軽減制度があります。

介護保険料においては、低所得者層の方々への配慮として所得段階の第1段階から第3段階の方は保険料の軽減が行われるほか、生活困窮の理由などにより保険料の徴収猶予とか減免といった制度を実施して、低所得者の方々への軽減を行っているということでもあります。

現状では様々な軽減制度により、一定の支援は行われているというように考えるほうがよろしいのではなかろうかと思いますが、さらにというはもちろん受け止めながらの回答とご理解いただきたいと思います。そういうふうにできればいいですが、市として財源を持たなければできないのではないのでしょうか。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

さらにということも検討したいということも受け止めさせていただき、中項目の2点目に移らさせていただきます。

介護報酬が低く、赤字経営のため撤退を余儀なくされる事業所が全国で増加しています。特に2015年の介護報酬引下げ以降の影響が大きいと言われていたのですが、今年の上半期の倒産件数は過去最高となっています。これは対岸の火事ではありません。実際に当市でも人材不足によってショートステイを一時的に休止するなどの事態は度々ありましたし、居宅支援事業を休止するところや、デイサービスの定員を減らすなどの事態は今も深刻です。こうした事態を市長はどう受け止めておられるのでしょうか。

今年度訪問介護の報酬が引き下げられました。県内の事業所はどれも苦勞しています。近隣の自治体では、事業所の撤退で介護の要請にどう応えていくのか行政が頭を悩ませている事態

だと聞きます。9月5日木曜日のNHKあさイチは、訪問介護が危機でした。突然ヘルパーが利用できなくなるという特集でした。それくらいに訪問介護の問題は全国的に深刻な課題となっています。当市でも事業所の苦労は同じではないでしょうか。事業所の撤退や介護人材不足は即介護難民につながります。それを防止するためには、介護保険事業を安定的に継続させることが必要ですが、事業所を守り住民の生活を支えるための抜本的な支援対策について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

2番目に絡みながら、ちょっと1番目のところですが、先ほどご発言の中で、例えば先ほども、市として措置のところ、触れるところ、さらに進めるということで理解しましたというお話だったと思うのですが、少し間違っていて、財源がきちんとなければそういう話もできないということも話しながら、しかしさらにやっつけていかなければならないという気持ちはもちろんあるけれども、という話をしたのでよろしくお願いします。

その答えになるかどうか分かりませんが、ちょっと2番のほうでも触れていきます。6月定例会の一般質問でも申し上げたのですが、介護保険制度は社会保障審議会等の議論を経て改正されておりまして、全国一律の報酬単価で運営をまずされている。令和6年度報酬改定では、国の処遇改善策などが実施されています。個別のサービスのみには支援することは現状ではなかなか難しいと考えています。

しかしながら、南魚沼市では介護施設に対する支援として、この物価高騰は今いろいろ、ここだけではないのですが、そういった影響が非常にありまして、事業運営の負担を軽減するために、国の交付金を活用して市内の23の法人に対して総額で約6,000万円の支援を行ったところでありまして。また、例えばですが、今年から始めた緊急5か年という名前ですが、いろいろなところで施設の更新とか、様々なことができないと言っている現場の声にこたえて、国や県にその制度がない施設の更新——施設のいろいろな備品とか、いろいろなそういう更新のための、これはかなり踏み込んだ緊急5か年施策を打ち出しました。

こういったことで抜本的な対策に市として取り組んでいるわけです。援助はないのですから、市が単独でやっているのです。そういうことも含めてやらせてもらっています。こういったことは、ひいては、介護人材の確保にそれが回るとか、施設の皆さんの負担を軽減して、ということもこの議場でも何度か説明してきていると思います。お聞き及びだと思いますが、よろしくお聞きしたいと思えます。

介護施設の慢性的な人材不足の対策として、介護職種の定着を図るために、これは繰り返しあまり言いませんが、令和3年度から介護人材確保の緊急5か年事業を実施していることも十分ご存じだと思います。これらについては、総額では3,381万円の支援をしておりまして、延べ170人の方にこれらのところが当たっております。加えて介護支援専門員——ケアマネジャーの皆さんですが——この受験対策講座なども実施している。これらにつきまして、市として様々なやっていることもぜひご理解を賜りたいと思えます。

加えまして最後にしますが、市のウェブサイト、または移住定住の促進ライフスタイルマガ

ジン、先ほど牧野議員とのやり取りの中で少し話をした「ねっこ」という——Lifeinから「ねっこ」という名前になったのですけれども、こちらのほうや、高校生進路支援事業誌のジモクラというのがあるのです。これらへの情報誌に介護事業の情報をやる。

どうしても一般質問の場ですから、大変なこととかの話ばかりになりがちなのですけれども、やはり非常に誇りのある、そういうみんなを支えている事業なのだということのアピールなども含めて、私は抜本的な対策と言いますが、そういったところがなければ、いつも後ろ向きでは駄目ではないかと思ったりもしているところであります。抜本的な対策に聞こえたかどうか分かりませんが、様々に、でも進めていることも事実だということで、ぜひともお受け取りいただきたいと思います。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

先日の社会厚生委員会でも介護報酬についての質問が出され、担当課は介護報酬は国が決めるものであって、報酬への市としての支援は難しい。光熱費支援や人材確保支援などで事業所を支えていきたいというふうな答弁をされていました。実際そのとおりで、市の担当課としては最大限の努力をしておられると理解しています。そして市独自の支援には限界もあるということも理解しているつもりです。だからこそ訪問介護の介護報酬を緊急に元に戻すことが本当に必要ではないかと思うのですが、市長としてこのことについては——報酬を元に戻す、これは国のことだとは言いますが、市長としての見解をお持ちか、伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

必要があれば担当のところに、ちょっと時間がないのであれですけれども、今年変わったばかりです、報酬が。なので、この状況を見ながらまたやっていきたい。加えまして、先ほどの繰り返しになりますが、市長会等ではこういったところも触れて、その文言でもう多分国のほうに上がっています。我々もそれに賛同してやっているということをご理解いただきたい。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

今の答弁を受けて2つ提案をさせていただきたいと思います。1つは、次の介護保険事業計画の第10期を待たずに介護報酬の改定の引上げ、これはほかの首長の方と求めているということですが、さらに強く求めていただきたいということ。

2つ目は、市としても実施している光熱費や人材確保の支援について、夜勤手当補助なのか、食費の補助なのか、訪問支援のガソリン代や車両購入支援になるのか、事業継続に何が必要なのかということで、今も現場の声を聞きながら頑張っていただいているのですが、またさらに現場の声とほかの自治体の取組なども参考にしながら、支援制度を緊急に拡充していただきたいということを提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の生きるを支え続ける介護保険制度について

そういう方向も踏まえまして、様々に対応してまいりたいと考えております。大変な課題であることは、我々も認識は同じだと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、川辺きのい君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで昼食のため、休憩といたします。再開を13時10分といたします。

〔午前11時52分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 質問順位3番、議席番号1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 皆さん、どうもこんにちは。傍聴者の皆さん、本当に今日もありがとうございます。今回、一般質問通告書を出したのが8月末で、その直後、数日後に本当に痛ましい事故がありました。9月2日、夕方に市内の交差点で40代女性が歩道橋から転落するという事故がありまして、意識不明の重体ということですが、本当にこの地域の自殺率の高さというのを改めて思い知らされたことでございます。

今年に入って既に8人の方が自殺で亡くなっております。この人たちのために何ができるか、遺族のために何ができるか、私たちはそれこそ一致団結して考えなければならない、思いです。平成31年、林市長は自殺対策計画というのをやっております。そこに林市長の言葉でこうあります。居心地のいい南魚沼市を目指して、各分野で様々な計画を策定して取組を行っておりますが、自殺者が少ないこのことがその最大の評価指標。まさしくそのとおりでございます。自殺者が少ないことこそがその最大の評価指標という思いで、大項目3点、お尋ねいたします。

1 令和6年6月の市長の米国出張の成果について

まず、1点目。今年6月、市長のアメリカ出張の成果についてお尋ねします。これはぜひこの一般質問の機会を使って、林市長の成果をぜひ最大限PRする機会にしてほしいのですけれども。林市長はこれまでアメリカ出張に何回か、8年でこれまで4回海外に行かれています。3回ニューヨーク、1回、オーストリアのセルデンです。予算的にはもう一度任期中に行く予算が計上されておりますので、これをもし1回行くとなると、海外出張は計5回となります。8年で5回というのは、人口5万人規模の市長としては、物すごい多い回数になるかと思えます。

1回目が2019年10月、ニューヨークです。ニューヨークの新潟県人会との懇親会などのために行きました。そして昨年の6月定例会で2回目の渡米についての提案がありまして、渡米の理由については、同じく県人会の会長である大坪氏、トランプ前大統領との深い関係がある大坪氏からの強い要請があったということで2回目、行かれまして、中学生・高校生がニューヨークに派遣される際のホームステイ先の方たちへの挨拶など、県人会との懇親会が目的でということだった。

それで、私はその予算案には反対しました。反対討論で反対しまして、それだったらオンラインでやってくださいという反対をしましたが、大平剛議員が賛成討論をして、それは必要だということで、私以外の全員の賛成で可決され、2回目、行かれました。それでその成果と

してアピールされたのが大使との面会でした。大々的にPRされたのが大使との面会、それはすごいことです。

とてもすごいことなので、ぜひ、どんどんPRしてほしいのですが、一般の人たちはそもそも大使ってどういう人なのというのが分かっていない方も結構多いと思うので、ご説明させていただきますと、ニューヨークの国連代表とかの大使というのは、外務省の職員になります。外務省の職員の中でもとてもエリート中のエリートでありますけれども、外務省の職員ですので、そういった方とお会いできたということはとてもいいことだと思います。当然この人たちは、霞ヶ関にも外務省の幹部はたくさんいらっしゃいますので、そういったところでもお会いできる方なのかと。

私は10年前に国連で働いたのですが、そのとき国連の職員として仙台市で国際会議があつて来たのですが、そのときにお会いする予定だった方が石兼国際協力局長で、去年林市長がお会いされた石兼国連大使です。そのときに国際協力局長で、僕がお会いする予定だったのですが——局長と一緒にいったので、かばん持ちとして。ただ、突然予定が入ってお会いできなくなったのですが、そういった方です。

私はジュネーブで働いたのですが、ジュネーブで働いたときにも国連大使がいらっしゃいましたけれども、普通にレセプションとかでお会いできる関係、そういった大使とお会いされたことが一つの成果だった。

もう一回、今年の3月に当初予算審議で、もう一度アメリカに行くという予算が盛り込まれて、そのときはニューヨークに市のPR拠点をつくりたいという目的で、私は、いやいや、PR拠点ではなくて自殺対策とかいろいろあるでしょうということで反対したのですが、私と共産党議員団以外の全員の賛成で当初予算は可決。この予算はまだ余っております。まだその予算は使われておりません。

それで、今年の6月10日です。これがまた240万円かけて7月にアメリカに行くということです。アメリカ出張については企業誘致が目的だということで、ただ中身についてはちょっと秘密で言いたくない。企業誘致ということもあって、他者の競合もあるのであまり言いたくないということなのですが、私は議会軽視だからしっかり言ってくださいということで、言ってもらった内容が、5月7日に相手方から連絡が来て、この時期に来てくれと言われた。大きな期待をされても困りますけれども、企業誘致ということで、もし実現したらすごいことになるということで、このときは私と共産党以外の全員の賛成で可決されて、林市長は予算が可決されて、6月30日から7月4日にかけて行きました。

それで視察内容ですが、今ウェブサイトを見てもアメリカに行ったとしか書かれておりません。6月30日から7月4日までの5日間、アメリカに行ったとしか書かれていなくて、何のために行ったのかが全く書かれていないのです。なので、申し訳ありませんけれども情報公開請求させてもらいました。本当にすみません。職員のご多忙の中、情報公開請求させていただきまして、このたび日程とかを調べさせてもらいました。

どんな成果があったのか。私自身も林市長のPRをしたいと思ひましてやったところ、ニュ

ーヨークに行ったのは実質2日です。7月1日と2日、移動時間があるので、丸2日ニューヨークにいました。1日目、7月1日は大坪氏と大使に会って、それで大使とレストラン日本というところで昼ご飯を食べた。これはヤンキースにいた松井さんがよく行ったレストランで、すごい高級な日本料理を食べて、4時にホテルに着いて、夜は大坪さんが会長を務めている県人会の会長の夕食会、エンパイアステーキという高級ステーキレストランでステーキ——何を食べたか分からないけれども、そこで夕食を食べられました。初日はそれだけです。

2日目は大坪さんの手配された車で、どなたかその恐らく企業誘致の関係者にお会いされて——そこは全部黒塗りです。夜に総領事の森大使——別の大使です。ニューヨークはいろいろ大使がいるのですけれども、その大使との夕食会があつて終わりでございます。それしか書かれていない。あとは黒塗り。

なので、ちょっと黒塗りの部分は言えないのかもしれないけれども、ぜひ市民にPRする場を私は設けたいと思いました。林市長は自殺が少ないことこそが最大の成果指標と言っておりますので、ぜひ、この計3回のアメリカ視察、そして今後またもう一回任期中に予定されているアメリカ視察もあります。企業誘致の話もあれば、南魚沼市の出先機関をアメリカに設置するという話もあつたり、いろいろな話がある中で、今回の6月の視察はどういった成果があつたのかというお話を、ぜひこの機会を使って最大限PRしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 黒岩揺光君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、黒岩議員のご質問にお答えいたします。

1 令和6年6月の市長の米国出張の成果について

3つありますが、まず最初、1番目の令和6年6月の市長のアメリカ出張の成果はということでお答えしたいと思います。

6月30日から7月4日までの3泊5日の行程になります。真夜中に着くわけですから、なので向こうは正味2日なのです。これは最短の実出張です。これ以下ということはほとんど考えられないと思います。そういう行程の中でアメリカ合衆国ニューヨーク州に出張してきました。目的としては、6月定例会の補正予算で既に説明しておりますが、海外企業の誘致を目指して行ったものでありまして、この関係者との面会と施設の視察ということでもあります。

もう一つの目的としては、今ほどお話のとおりであります。昨年度実施をしました——この時点では夏休みにまた2回目の子供たちが行くわけなので、昨年度の実施した中学、高校生の海外派遣研修事業にご協力いただきましたことへのお礼、それからその時点では今年4月30日——既に終わっているわけですが——から行われた第2回となる研修事業への協力をご依頼申し上げることでもありました。この2つが目的であります。それ以外はこの日程ではほとんど無理であります。

視察のほうから申し上げますと、誘致を目指す企業の現地での活動状況を自分の目で確認することができました。南魚沼市としてのメリットを見極める目的がここにあつたのであります。

これは6月にも説明したとおりです。企業名については、相手方やほかの関係者との調整が整っておりません。なので、今のところお伝えすることができませんけれども、私として思うのは、世界を見渡して——全部分かるわけではありませんが、いわゆる評価も含めて、世界を見渡しても、極めて高度な活動を行っているというところでありまして、もしこの誘致をすることができれば、市のブランド力の向上、経済効果——ここだけを狙って行っているわけではありませんけれども、幅広い分野でのメリットがあるものと私は考えておりますし、非常に私はすばらしいことだというふうに思っております。相手方の経営陣とも直接お会いすることができました。当たり前ですが、それを目的に行ったわけでありまして、こうしたことを確認できたことが大きな成果であったと考えております。

また、派遣生となる中学生・高校生の受入れについては、ニューヨーク県人会の大坪賢次会長のお導きで、森美樹夫在ニューヨーク日本国総領事——これはニューヨークは特別な街でありまして、総領事館の主というかは大使と呼ばれている方でありまして、それが森大使であります。もう森大使とは3回ほどお会いしているわけでありまして、山崎和之国際連合日本政府代表部特命全権大使に直接お会いすることができました。これはその後、中学生・高校生ももちろん尋ねているわけです。極めて異例です。恐らく全国でそうはないと私は思いますが、国連職員だったということを言われているあなたならよく分かるのではないかと思います。

大使に会いに行っているということだけではなくて、そういうニューヨークという世界的な様々なことが集中しているその都市において、日本政府の代表、しかも特命大使であります、この方にお会いできる。その組織たるやとか、そういう世界の中の日本の在り方を見つめることとか、こういったことは決して大使だけに表敬訪問しているわけではなくて、これが中学生・高校生の、後の感想を聞けば、昨年も含めて今年のことまで聞こえてきていますが、極めてそれは彼らの心にどういふふうにかかっているかということは一目瞭然であります。

こういったことを目的に、私としては言葉のとおり、有り難い——語源はあることが難しいという意味です。有り難い、こういうことを導いていただいている皆さんに対しまして、これは大坪さんたった1人だけではなくて、様々なニューヨークでの活動とかが評価されて——申し込んだからといって簡単に会ってくれる人ではないです。そういうことも含めて、中高生たちに世界で活躍する人材とか、そういう人を大事にする生き方とかをつぶさに見てもらいたいということでやっているわけです。

少しそれを、先ほどからあなたの話を聞いていると、少し何か違うふうになってしまうのです。これは私の受け止め方でありまして、あまりそういうふうには——私としては言葉が悪いのですけれども、あまりそう何か浮き立ったような形の言い方ではなくて、もっとじっくりものと考えてみませんかという気持ちであります。

そういったところに改めて感謝をお伝えする。これは夏休みに私が同行できないということも含めて、そういうことに及んだわけでありまして、一番の目的は、先ほど言った企業誘致なのであります。こういったことで私は行ってきました。

なお、中学生・高校生は派遣を無事終了いたしました。そしてこの9月の下旬には、大坪賢次

会長につきましては、これも有り難いことでありますけれども、ここまでやってくださるのかという思いではありますが、わざわざ当市をまた訪れて、中学生・高校生に対しての帰国報告会に出席を賜ります。加えまして、その出発以前の何月だったか、7月でしたか、わざわざまたこちらにも来て心構えなりとか、様々なことまで彼らにいろいろな教示をしてくれているということも申し添えたいと思います。

先ほど少しお話があった出先機関の設置、ニューヨーク事務所という言い方でしょうか。これにつきましては、様々今日はあまりよくその辺は聞いておられないので、あれですが、まだまだ模索中ということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上にしたいと思ひますが、先ほど言った食事の内容とか、それは興味深く聞いている人もいるかもしれませんが、そういうことがこの議場の中でのやり取りにどれだけの関係するところあるのですか。PRしろと言っている話とは全く裏腹の話をしていませんか、意図的に聞こえます。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 令和6年6月の市長の米国出張の成果について

当然、林市長がニューヨークに行かれたら、どんなところで食べて、どんなふうに出会って、どんなところに泊まっているかと皆さん関心があると思うのです。皆さん市民の税金で行っている。今回3人で190万円ですか。総務部長と国際交流員合わせて190万円で、行かれていますので、それは当然関心があることなのかと。自殺対策費に関しては年間50万円ですから。その4倍くらいの額がこの視察に使われたということなので、私がもしかしたら確かに表裏的には浮き足立っているかもしれないけれども、逆に林市長が言えればいいのです。いや、こんなふうに市民に歓迎されているからいいのだと、ぜひ自信を持って言ってください。何か私がどういうふうに言っているかと言われると、逆に勘ぐってしまうので。

もうちょっと時間がないので1つだけ言います。企業誘致に関しての話がどうもなかった、先ほどの話、結構長かったけれども。企業誘致に関しては経営陣に会って――当たり前です。林市長の任期はもう二、三か月しか残っていませんけれども、この任期二、三か月のうちに何かしら一歩進むことがある可能性があるかどうか、そこだけお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 令和6年6月の市長の米国出張の成果について

二、三か月に一歩進めるかどうかというのは、分かりません。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 令和6年6月の市長の米国出張の成果について

今のすごい簡潔、最高。二、三か月では分からないけれども、190万円かけて3人がかりで行ったということを市民が分かったので、それが最高の一般質問の意義だと私は思っております。大使と会ったということがすごい成果としてアピールされているけれども、繰り返すけれども、

霞ヶ関に行けば外務省幹部には会えますので、ぜひそういったところを使って会っていただければと思います。190万円かけて——本当に肉体的にも大変だと思うのです。私も国連時代は月に4回、5回飛行機に乗る生活していたので本当に大変、私は日程を見たときにすごいなと思って。本当に大変だと思います。肉体的にもすごい大変だと思うので、そこまでして——東京で済ませることだったら東京で済ませて、オンラインで済ませることは済ませて、できるだけ体の負担を抑えてやっていただければと私は思っている次第でございます。

2 市民からの要望書に対して返答をすべきではないか

大項目2点目、行きます。市民からの要望書に対して返答すべきではないか。林市長は大坪会長からの特別な要請があれば、190万円とか百数万円かけてニューヨークまでお会いしに行きます。

では、市民とはどうなっていますでしょうか。市民にどこでも行きます、どこでも説明に行きます、もう市民からかかってくる電話を受け取るのが面倒くさいと思うようになったら、もう市長を辞めると言ってきた林市長でございます。水道料金の1,000円値下げを公約にして市長になられましたが、いまだに公約は達成されておらず、逆に福祉減免制度ということが撤廃されたことによって、生活困窮の高齢者世帯は逆に値上がりをした世帯までもあります。なぜ料金が上がったのか、福祉減免制度が廃止された後、なぜ料金が上がったのかという問合せが五、六十件市に寄せられたということがこの前、産業建設委員会で明かされました。物価高騰で生活が苦しい人たちの生活が余計苦しくなったということでございます。

令和5年7月28日、私はこの福祉減免制度の存続を求めるために、700筆以上の市民からの署名を添えて、要望書を持って林市長に面会する予定でした。7月14日の段階で秘書広報に連絡して、7月28日の午前10時ということ、秘書広報課からこの時間はどうですかと言われてきました。その10時に市内の70代の女性のAさんと一緒に行ったら、突然林市長の予定が変わってお会いできませんということになりました。総務部長が対応し、面会が終わって1階の待合室にいと、林市長がそこを通りかかって、林市長、ここにAさんがいらっしゃいますということを使ったのですけれども、林市長はそのAさんに対して、特に声をかけることはなく、突然会えなくて申し訳ありませんでした。また、別の日程でお願いできませんかというふうなこともなく通り過ぎてしまいました。

いまだにこの要望書に対しての返答もないし、林市長の言っていることとやっていることが違うのではないかと思う市民もいるから、ぜひ今回もまた林市長の成果、林市長のPRする機会を与えたいと思うのですけれども……（何事か叫ぶ者あり）なぜ、私だったら間違いなく、「すみません、公務が入ったので別の日程でお会いできませんか」と言うだろうし、この要望書に対しても真摯に返答すると思うのですけれども、なぜ返答しなかったのか。市民からかかってくる電話を受け取るのが面倒くさいと思うようになったら市長を辞めると言ってきた林市長が、なぜ返答しなかったのかについてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、黒岩議員の2つ目のご質問にお答えしたいと思います。

2 市民からの要望書に対して返答をすべきではないか

市民からの要望書に対して返答すべきではないか。現在も市民の皆さんから、私の例えば携帯電話にも本当に多く電話がかかってきます。一度たりともそういうことで——100%と言えるかどうかちょっと分からないのだけれども、ほとんど出ています。そして返答もします。メールもいっぱい来ます。電話番号に入ってくるものは特にそうです。公開もしていますので、当たり前なのですけれども、先ほど言ったとおりです。そういうことに自分が嫌になったり、わざと出なかつたりしたら、やはり市長としてはふさわしくないと自分では厳しい視点を自分に対して課しています。これはそのとおりです。

7月28日に提出いただきました署名、これは昨年の7月に出示されたものですね……（「令和5年」と叫ぶ者あり）いや、確認。私は聞いている人が分からなくなると困るので言っているのです。昨年の7月28日に提出いただきました署名については、これは黒岩市議のお名前が記載されていますよね。ご自身で署名を呼びかけたものですね。黒岩市議がですね。そういうふうにして集められたものと認識しております。このことについては、その直後に開催されました令和5年9月議会定例会——昨年のこの9月定例会です。ここで黒岩市議は水道料金の値下げについての一般質問をされています。このときに答弁しております。

しかし、今ほど言った署名の依頼の趣旨は、福祉減免制度の存続を求めるというよりは、福祉と子育てのまち南魚沼を目指す署名という表題です。確認しているので間違いはないと思うのです。そういう表題です。それで基金を活用して——ここが大事なのですけれども、内容は基金を活用して福祉と子育てのまちづくりを目指してくださいという要望です。それでその趣旨に賛同した方々の署名であったというふうに考えているのですけれども、間違いはないと思います。

その上で私は、さきの議員からの昨年9月の一般質問において、公約どおりの水道料金の値下げは現時点では難しい、こういったような答弁をきちんとしていると思います。それをもって、黒岩市議から集められたご要望への返事と私は受け止めてもらいたいと思いますし、そうだと思います。

私は日頃から市政懇談会などの場において、市の方針や市政に対する自分の考えをずっとこれまでもお伝えしてきました。署名された方々、あなたが呼びかけて署名された皆さん、私の考えをお伝えいただくということは、これは署名を呼びかけられた人の役割ではないかと私は考えるのですけれども、いかがですか。私は今もちょっと後ろで確認したのですけれども、細かい要望とかそういったものがいっぱい来るのです。でもこれはそこまでやるのかと思うくらい、これは私だけが全部書くわけではなくて、もちろん担当課も書いたりして私が目を通すものが多いのですけれども、これは物すごい数です。それを何か違う形で回答していないということはほとんどないと思います。これまで時間をかけてやるのかということも含めて。細かいこともいっぱいあるのです。

私は今回、そのあなたが言っているところに言わないのは、私はあなたの政治活動だと思ったので。私はほかの議員にもそれはやったことがないです。そういうことでご理解賜りませんか。あなたがやはりその署名を集めた、呼びかけているわけですから。その皆さんに、市はそう

いう考えだと、相違があったとしようが、そういうことでありますということでご理解いただけませんか。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民からの要望書に対して返答をすべきではないか

本当に答弁が長いのもうちょっと短くしてほしいのですけれども。一緒に市役所に来られた女性がいらっしゃいます——私の政治活動云々の話は分かりましたので、私に対しては分かりました、はい。女性の方が来られました。その方は林市長に対して直々に福祉減免制度を存続してほしいと言いに来たわけです。市役所までその方が来るとするのは、林市長はどう思うか分からないけれども、私からすると結構勇気のいることだと思うのです。勇気を振り絞って来たと私は考えています。私が市長だったら間違いなくその方に、すみません、別の日程にしてもらえませんかと言いますけれども、なぜそれをしなかったのかと聞いている。その部分の答えがなかったので、そこだけ短くお願いできますか。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 市長。

〔「やじ、今やじ、牧野議員、やじ」と叫ぶ者あり〕

○市 長 私がしゃべっているのです、私がしゃべっている……

○議 長 やじに反応しないでください。やじは議長が注意をいたします……

〔「注意してください」と叫ぶ者あり〕

○議 長 だから私が注意します。

○市 長 私が今しゃべる番ですよ。いいですか、議長。

○議 長 どうぞ、市長。

○市 長 2 市民からの要望書に対して返答をすべきではないか

そこでばったりお会いしたのかもしれませんが。しかし、あなたから申入れがあつて、私はそれを、しかしキャンセルしなければいけないというような案件があつたからやったのです。意図的にやったのではない。もっと遡ると、私のスタンスは議員のそういう活動に対して、本来は会いませんということなのです。だけれども、いろいろあるのだろうと思うので会うことにしようということでした。そこは知らないでしょう。

そしてその次、会って、違うときにその方を連れてきてもいいのではないですか。その日は私は本当に急用があつて、市長職としてどうしても行かなければいけないところが出てしまって、申し訳ないが行ってくる。その申し訳なかった言葉を伝えなかったかもしれないけれども、あなたがそこまで言うのであれば、例えばその人を違う日に連れてきて説明してもいいのではないですかと、私は思いますけれどもどうでしょうか。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2 市民からの要望書に対して返答をすべきではないか

何度も繰り返しますけれども、秘書広報課がその時間に来てくださいと言ったのです。分か

りました。もうちょっとこれは堂々巡りになるので、次に行きます。第3項目め行きます。もう今、私と林市長の違いが十分出たと思うので。

3 年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

第3項目め行きます。年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロにしませんかという話になります。平成31年3月に林市長はすばらしい自殺対策計画をやりました。「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い南魚沼市を目指して」というタイトルになっていますが、実際は誰も自殺に追い込まれることのないを目指しているというタイトルですけれども、目標数は年間18人以下です。

自殺の多くは追い込まれた末の死と言われており、困りごとが小さいうちに早期に解決できる体制をつくるのが大事だというふうに言っております。過去10年間に152の方が市内で自殺で命を絶たれました。市内の自殺率は全国で4番目に高く、県の自殺率を大きく上回っている状況でございます。今年度は7月までに既に8人がお亡くなりになりました。

しかし、市は年間の自殺者数を18人以下にすることを目標にしているため、目標を達成していることになっております。だからなのかもしれませんが、390億円ある年間予算のうちの50万円が自殺対策費となり、自殺対策計画には高齢者向けの居場所活動の推進が大々的に大事だと、これこそが大事だと書かれているのですけれども、高齢者向けの居場所活動である筋力づくり教室やサロンなどは目標値の半分になっており、予算が増額されておられません。

以上をもって5つ質問させていただきます。

1つ目、なぜ当市はこれほど自殺率が高いと市は分析されているのでしょうか。

2つ目、誰も自殺に追い込まれることのない市を目指すなら、目標値は18人以下ではなくゼロにすべきではありませんか。令和4年12月の総合計画審議会で委員が自殺について取り上げられました。それに対して市長の答弁こうあります。「言われると怒られるかもしれないけれども、この数字で収まっていると思っています。子供が3年間これだけ生まれなくなって、戦争があったと同じくらい出生率が低下しています。そういう状況下にあって、手をこまねいていたらもっと増えていたかもしれないというところもありますので、前向きな検討も含めていろいろなことをやっていかなければいけないと思っております」ということですが、遺族の方がこれを聞いたらどう思われるのかと私は聞いておりました。

3つ目、自殺者数だけでなく、年代や性別、同居人の有無等の傾向、積極的に市のウェブサイト等で公表すべきではありませんか。3つ目です。この前、ある民生委員と話す機会がありまして、自殺について市内の自殺の方は、同居人ありの方が多いと思いませんか、同居人なしの方が多いと思いませんかというのを民生委員に聞いてみたのです。民生委員もすぐに言いました。「それは同居人がいないほうが多いだろう」と。今年亡くなられた8人の方、全員同居人ありでございます。南魚沼市の特徴でございます。同居人ありの方のほうが自殺率が高いというのは、平成31年の自殺対策計画にも明確に書かれております。しかし、そういった情報が民生委員には伝わっているのでしょうか。

自殺対策計画にはこうも書かれています。女性では80歳以上の同居人ありの自殺者数の割合

が飛び抜けて高く、全国と異なり加齢に伴って自殺者数の割合が増加している。80歳以上の同居人あり。自殺対策にはこうもあります。自殺の現状を知らせるために、区長会、地域づくり協議会を通じた情報発信、区長会や地域づくり協議会の場において、地域の自殺の実態に関する情報を提供するとともに、自殺対策について説明を行うことで、市民が自殺に追い込まれることのない地域をつくっていく上での基盤強化を図りますと、そういうふうに予定があるのです。行動計画があるのです。

でも、私は区長会に毎年出ていますけれども、自殺の自も出てきません。そして計画には、そこに市民から行政にしてほしいことも書いてあります。行政にしてほしいこと、自殺率が高い地域であることを市民が知るようにしてほしいとか、インターネットを通じた情報発信をしてほしい、自殺に関する正しい知識を出してほしいというのが計画にも書いております。なので——3つ目、今です——もっと積極的にウェブサイトを通じて自殺の傾向などを広報すべきではないか。

次、4つ目行きます。遺族支援に力を入れるべきではないか。この自殺対策計画にはこうも書かれています。行動計画として、死亡届時の情報提供資料への遺族支援情報の追加。誰か亡くなったとき死亡届を出しますね。死亡届を出すときに、その遺族とかにこういった支援体制がありますというのをパンフレットで渡す。その計画に市民が行政にしてほしいことも書いてあるのですけれども、行政に対してしてほしいこと。遺族へのケアの継続的な実施、自殺者の家族へのケアを継続して行ってほしいというふうにあります。そこが4番目、遺族支援です。

5つ目行きます。5つ目は、消防や病院との連携を強化し、未遂者等のハイリスク者の把握に取り組むべきではないか。計画にはこう書かれております。支援関係者との連携体制の強化。自殺未遂者に関する支援や対応方法を消防隊員が学び、未遂者と支援者をつなぐことができる体制づくりのため、協議検討を進めます。消防本部、総務課、保健課とありますが、例えば決算の資料を見ると、消防の出動の種類があります。自損行為、何件とももちろんあります。消防は自損行為——つまり自殺未遂のことです。自殺未遂の方を搬送している。そういった情報とかもあるわけなのですけれども、そういった方たちにはどういった情報共有がされて、支援体制があるのか。自殺未遂をされたということはハイリスクであると認識し、どういうふうに取り組まれているのか。取り組むべきではないかということで、それが5つ目となります。

以上、5点質問になります。

○議 長 市長。

○市 長 3年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

それでは、黒岩議員の3つ目のご質問にお答えしたいと思います。年間自殺者の目標値を18人以下ではなくゼロにということの中で、1点から5点までありますので順番にお答えします。

まず1点目、なぜ当市はこれほど自殺率が高いと分析しているか。厚生労働省が公表している地域における自殺の基礎資料からの集計によると、自殺者の動機や原因とされていることは、令和元年から5年の累積で5割弱が不詳になっています。健康問題が最も多く、次いでほぼ同数で経済生活活動と家庭問題になっていまして、原因が分かるとされた方のうち、この3つで

約 85%を占めているということです。1 件につき、複数の原因を計上できる統計であることから、これらの悩みが重なって亡くなる方が多いと推測しています。

なぜ自殺率が高いかということは、そう軽々に語れない内容が含まれているのではないのでしょうか。もう一つは、私もよくその庁内での会議でも話をしますが、人間は1つのことだけでは亡くならないのではないかという私は思いがします。複合的にとか、そういったことで絶望感に満たされたりということがあるのではなかろうかと思えます。

2 目、誰も自殺に追い込まれることのない市を目指すなら、目標値は 18 人以下でなくゼロにすべきではないか。議員のご指摘のとおり、市の目指す究極の目的はゼロなのです。行政の評価指数として様々ありますが、住み心地のよい南魚沼市を最も象徴する指標であるという気持ちで取り組んでいることは間違いありません。

相談窓口の周知、庁内連絡会議や連絡機関との会議の積み重ね、こういったことで支援につながるケースも少しずつ増えておりまして、予防的な支援を継続する中で、昨年の自殺者数は自殺対策事業を開始した後、最少人数であります。でも 8 人もいらっしゃるということもできるかもしれません。初めて国・県よりも低くなっております。

また、総合計画の期間での達成目標としては、過去 10 年の平均を 18 人以下としていますけれども、これは直近 10 年間——平成 26 年から令和 5 年まででは 15.2 人となっておりまして、着実にこれを減少させていると思えます。今後もゼロに向けて対策を進めてまいりたい。これは本当にその思いであります。

3 目であります。自殺者数だけでなく、年代、性別、同居人の有無等の傾向を積極的に市のウェブサイト等で公表すべきではないか。自殺者数というのは1つの年度だけを見ますと、これは増減がありますが、先ほどもお答えしたとおり、減少傾向になっていることは事実。これは喜ばなければいけないと思えます。しかし、ゼロを目指すのです。年齢、性別、同居の有無などで分類した詳細を公表することは南魚沼市が——これは私とあなたの考えは違うかもしれませんが、南魚沼市のような極めて狭い地域社会——狭いと私は思います。近所の顔も全部分かるような状況です。こういう中で亡くなった方が特定されるという危険がやはりあります。家族等の遺族に不安を与えることになりかねないと考えているところであります。慎重にならざるを得ないし、慎重にやらなければいけないというふうに思っていますが、どうでしょうか。

今後も、市はウェブサイト等でのこういったことの公表はいたしません。民生委員等の支援者の研修、または健康教育などあらゆるところで携わっている皆さんにつきましては、全体の傾向等につきましてきちんとお伝えし、現状の把握をしていただきたいと思っています。

4 目です。遺族支援に力を入れるべきではないか。自死に——自殺ですね。自死に限らず、大切な人を突然亡くしたご遺族の悲しみは計り知れないですよ。ご遺族だけではないかもしれません。これは本当にそうだと思います。特に遺族への支援はとても重要なことでありまして、これは強化していく必要性を認識はしています。

ただ、亡くなった原因そのものは個人情報なのです。特に自死については、ご親戚や同居の家族にさえ知らせていないご遺族というのも多くいらっしゃいます。行政が死亡届等によって—

—これは当然出てきます。それによって自死の情報を把握したとしても、機械的に、例えば支援情報を郵送したり、今までに相談をしたこともない、顔も知らない職員が、そういうまだ信頼関係もできていない職員が、これを突然遺族にご連絡を申し上げたり、また支援とは逆に、それらのことはご遺族を不安にさせることになりかねないと思はるのですが、いかがに思いますか。

そのため、ご遺族とのコンタクトはこれまでも慎重に対応しているということでもあります。今後も各種事業とか訪問などの地区活動を行う中で、ご遺族に寄り添える支援者、例えば保健師とか民生委員の方々、医療機関、法律上のこともあるかもしれません。弁護士の皆さんとかがあなたの脇にはいて、そういったことを支援することはできていますということを情報発信するなど、何といたってもご遺族が選べる支援を周知していく。先ほどの前段に戻りますが、とても重要なことでありまして、強化をしていかなければいけないという必要性は認識していますが、非常にデリケートな問題でもあるということをご理解いただきたいと思います。

5つ目です。消防や病院との連携を強化して、未遂者等のハイリスク等の把握に取り組むべきではないか。未遂者支援というのがありまして——言葉があつて——これは近年、国の自殺対策大綱でも重要とされている事項です。南魚沼市では消防も含めた庁内の関係部署、また市内の関係機関と年6回の連絡会議を平成18年から既にずっと実施しています。市内の精神科を標榜する全ての医療機関も参加していただいております。

未遂者に限らず、これは言葉があまり一般的ではないかもしれませんが、希死念慮という言葉があるということですが、これは簡単に言うと、消えてなくなりたいとか、楽になりたいという考え方、思考や観念。これがあるなどのいわゆるハイリスクな方々については、従来から医療機関のみならず、各種支援機関と状況を把握して、連携支援を実施しているところです。

先ほどの答弁で説明しましたが、当市では健康問題を苦に亡くなる方が多い傾向にあるというふうになっておまして、保健所が開催するがん患者の精神的な支援等の研修にも積極的に参加して、職員の支援スキルの向上に努め、医療機関ともさらなる連携に努めてまいりたいと考えております。

自損行為での主な緊急搬送先となる医療機関とは、本人やその家族に対して自殺企図——自殺に至る企図——に至った困りごとの内容に合わせた専門機関を紹介する連携体制を既に構築しています。ご本人やご家族の了解が得られた場合には、情報の共有を図り、各支援機関が支援を行うこととしております。

そして最後、ちょっとこのところに触れますが、先ほど冒頭、議員は歩道橋からの転落の話を自殺未遂と言いましたよね……（「言っていない」と叫ぶ者あり）いや、言っています。私はすごく驚いたのですけれども、私どもそういう把握の仕方で公表されたことも聞いておりませんし、そういったことはやはり気をつけたほうがいいのではないのでしょうか。新聞の報道でも全くそういうふうには書かれておりません。

以上であります。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

1つ目に関しては、基本的に、ずっとこれまでの一般質問を見ているんですけども、市はなぜ南魚沼市が自殺率が高いのかについての分析というのは、私は基本的にないというふうな解釈をしました。1つ目は飛ばします。1つ目飛ばすというか、終わります。

2つ目、僕はもう必ず林市長はこれで来ると思ったのです。林市長は、去年は8人だった、過去最少だった。県の平均、全国の平均を初めて下回ったみたいなことを絶対言うだろうと思っていたのですが、今年も7月でもう既に8人なのです。それが分かったら、去年最少だったなどと僕は絶対言えないです、そんなこと。林市長が市長に就任された平成28年までは自殺者数はずっと下がっていました。平成26年から20人、18人、16人、13人とずっと下がっていたのです。平成29年から上がり始めます、林市長が市長になってから。13人から14人、17、そこで11人へ下がって、次、令和3年は20人。令和4年は15人で、昨年8人で、今年も既に7月で8人でございます。ちなみに全国的には減っています、全国的にはずっと下落傾向にありますから。南魚沼市はそこまで下落傾向にはないことを考えれば、私が市長だったら、昨年8人で今までで一番低かった話、僕はちょっとこの状況ではできないのです。だって、今年も7月で既に8人でしょう。このペースで行ったら14人、15人とかいってしまうのではないかと、私はこれで終わってほしいです。もう絶対これで終わってほしいと思うし、もう8人で止まってほしいとずっと毎日願っていますけれども、このペースで行くとどうなってしまうのかという不安はありますので、ぜひ、そういったのはもう少し全体像を市民に知らせたほうがいいのかという思いで、2つ目も終わりにして3つ目に行きます。

3つ目、ウェブサイトで公表すべきではないかの話で、自殺対策計画に平成31年の段階では、区長会や地域づくり協議会で地域の自殺の実態に関する情報を提供するとともに、自殺対策について説明を行うことで基盤強化を図りますとありますよね。だからこのときはやる予定だったのです。やっていないのです。その理由を聞いているわけです。何でやっていないのですか。だってこのときはやろうと思ったわけでしょう、ですよ。何か、先ほど狭い地域社会だから、特定される恐れがあると何か言っていましたけれども、この平成31年のときはそういう懸念はなかったのですか。だから計画に沿ったことができていないのはなぜですかという理由を聞いているのです。もう一度お願いします。

○議長 市長。

○市長 3年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

少しあちらへ飛び、こちらへ飛びというちょっと感じがします。何か一緒くたに見られて、何か少しいささかな思いが私にはありますけれども、担当の部長なり担当のほうから少しお話をしてもらいます。

殊さらに区長会と言いますが、区長会だけの場ではないです。いろいろな場面があります、というふうに思います。答弁させます。

○議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

先ほどの区長会とかその行政区という話ですが、区長会ではたくさんお伝えすることがあり

ますので、自殺に限って時間を使ってということはありませんが、私は今回の課の紹介の中で、心の健康の問題は、保健課で担当しておりますということをまず申し上げております。また、市内でやはり自殺者数が少し多い傾向にある地域、そこには個別で会を開いています。そこには地域づくり協議会の方に来ていただきます。会長さんがまず声をかけていく。そこに関係する区長さんや民生委員さんや、健康づくり推進員の方もお見えになります。行政側は市役所から関係する保健課、介護保険課包括支援班です。あとは教育委員会や社会教育課とか、あとは県の人も来てもらいます。社会福祉協議会にも来てもらいます。そういったことをやりながら、担当している地域に対しては作業というか、そういった機会を設けていますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 とにかくもう長いので、ちょっと本当に私の質問を聞いて、その質問にぱつと答えてください。行きますよ……

○議 長 議長が判断します。

○黒岩揺光君 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

厚生労働省の基礎資料には、毎月、年代、性別、同居人ありとか、細かく基礎資料に公表されております。だから私も今年 8 人と知っているのです。8 人の中には 20 代の方も含まれております。全員が同居人ありということも私は知っています。なぜか、既にもう公表されているからです。

なので、既に公表されていることを市のウェブサイトでもう少し分かりやすく公表しませんかという話をしているのに、何か、それを言ってしまったら狭い地域社会だから特定される危険ある。だったら厚生労働省に言ってください、公表しないでと。だからどちらかです。公表されたら困るなら厚生労働省に抗議して、公表しないでと言うか、もう厚生労働省が公表しているわけだから、それを分かりやすく市民に伝えて、自殺防止策を考えるか、どちらかだと思のですけれども、既に厚生労働省には抗議していません。

だったら、もう厚生労働省の自殺の資料を基に、例えば同居人ありのほうが自殺率が高いということをおけば、民生委員とか区長とかが、あそこの家は同居人ありの 80 代の方が暮らしている、もしかしたらリスクが高いのかもしれない。今の形だと、80 代の独居の方のほうがリスクが高いと思っていたら、家を訪問するときの心構えとかでも、その一つの部分で救える命があるかもしれないと思うなら、南魚沼市は同居人ありのほうがリスクが高い、特に高齢者は高いですというのを積極的に言ったほうが——既に公表されているわけですから、厚生労働省の基礎資料では。なので市のウェブサイトで公表したほうが林市長の目指す、誰も自殺に追い込まない社会に近づくのではないかと思うのですけれども、そこ最後、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

厚生労働省のほうで発表になっていることを先にしてから、私にそういう話を展開したほう

がいいのではないかと思います。まず1つ目。

私が全部分かっているわけではないかもしれませんが、しかし先ほど答弁したとおりです。厚生労働省が絶対で、我々の地域社会の課題が後に入っているわけでもないではないですか。ただ、私は先ほど自分の思いを言ったとおり、我々の小さい世界ではそれはどうか。ましてや、同居人ありとかのほうの傾向が高いとか殊さらに言っていますが、そうすると、語弊が生まれます、いろいろな意味で。私はそういうことまで心配するのだけれども、あなたとは考えが違えるのかもしれない。だから、公表されているならそれでいいではないですか。それはいいです。しかし、これを殊さらに全部やる必要があるのかという思いが私はするので申し上げただけです。担当課もそう思っているので、一緒に練り上げてこの答弁を考えているはずですから、私の考えと同じようなところがあるのではないかと思います、一応答弁させます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

数値とか傾向の公表のことですが、南魚沼市、自殺で検索すれば、今の自殺対策計画が出ています。そこには市はこういう傾向ですということを、細かく計画の中の前段として出ていますので、それをご覧いただけるとと思います。

あと、積極的にこちらから出すか出さないかについては、私どもは必要な情報は提供できるというふうに考えております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

南魚沼市、自殺で検索したら出てきます。出てきますけれども、平成31年のものです。今、令和6年ですから、もしかしたらこの6年で傾向が変わっているかもしれない。同じかもしれない、分からないですけれども。その平成31年のデータをもってして、いや、公表してありますと言われても、いや、となるのですけれども。これはやっていますよね。毎年心の健康づくりを考えるで、毎年データを出しているではないですか。これをウェブサイトに出せば私はいいと思うのですけれども、もうこれは堂々巡りになるので、ちょっとこれを私——計画どおりにこれを毎年アップデートして出しているわけだから、これをウェブサイトを出して、同居人あり・なしを出すだけでも、大分変わるかと思うのですが、もうちょっと時間がないので、4つ目行きます。

4つ目、遺族支援。これはすごい大事なところですよ。これも市長は質問に答えていないのです。質問に全く答えていませんので、もう一回質問しますのでよく聞いて答えてください。死亡届時に誰か来ます。その方はもちろん家族の誰かが死んだことは知っているわけですよ、死亡届を出しに来るわけだから。その方に何かしらのこういう支援関連の情報を追加掲載して周知を推進しますと、計画にあります。この計画は実行されておられません。なぜしないのかというのを聞いています。

この遺族支援は物すごい大事で、自治体によっては語り部とか、遺族同士が集まって語らう

場をつくって、そこから遺族とのコンタクトを取り始めて、遺族とのコンタクトが取れると、何で自殺したかの個別の情報を得ることができるようになります。個別の情報が得られるようになると、なぜこの市は自殺率が高いのかというのが分かるようになってきます。しかし、これをしていないがゆえに1番目の質問に答えられない、今の状況だと。南魚沼市が何で高いのかを答えられない理由はここにあると思います。遺族支援に力を入れていない。

遺族支援は、死亡届を出してきます、そのときにこういった支援対策あります、遺族の語り部会があるなら、こういう遺族の語り部会がありますと。人口5万人規模の自治体で単独で遺族の語り部会をやるのはちょっと難しいかもしれません。

ただし、南魚沼市は魚沼市と十日町市と隣接しています。この雪国の地域というのは、いずれも自殺率が高い地域でございます。だから例えば周辺の自治体と協力して語り部を開催するかをして、この死亡届時にそういったパンフレットを渡すことで、もしかしたら遺族の中にそういった支援を受けたいという方が出てくるかもしれない。そういった遺族とのネットワークを通じていけば、なぜ自殺が高いのかという分析もでき、よりよい対策につながっていくかもしれない。ですけれども、この計画に書かれている死亡届時の情報提供をいまだにしている理由をお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 3年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

これは、そこだけを特にやるのではなくて、死亡された方の届けが出た場合に、様々な今後の課題とか、そういったところを提示するのは悪い話ではないとは思いますが、今これを行っているか、やっていないかという話になれば、全然違う角度の話を持ってこられたとき、何でやっていないのですかと言われていたのと同じことなのです。今はやっていませんということです。死亡届のときにやっていないけれども、ただ、それがゆえにこれからそういうことも検討もできるかどうかという話を一般質問の場だからやり合う、これはいいことだと私は思います。

今はお聞きしました。だけれども、今やっていないことを詰問状況で問いただされる必要はちょっとないのではないか。ちょっと場にふさわしくないのではないかと思うけれども、その辺は担当部、担当課のほうから答えてもらいますが、今やっていない理由を、積極的な意味でやっていないわけでも何でもないということです。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3年間自殺者の目標数を18人以下ではなくゼロに

平成31年に計画をつくったわけですから、その計画どおりにやるのは私は当たり前だと思いますし、その計画どおりにやれなかったら、やれなかった理由があるべきだと思いますけれども、もういいです。では、もうあと5分しかないので、特にやっていない理由はないということでもいいですか。それでないならいいと言って、次に行きますので。やっていない理由は特にないということよろしいですか、最後。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

ちょっと私が、分からない、あなたの言っていることは。これは質問ですから、時間は止まっていますよね。もう一度言ってもらえますか。私は理解が——早口過ぎるのもあるし……（「すみません。もう一回」と叫ぶ者あり）これを聞いている人は分かるのですか。私は関心を持って聞いているので分かるけれども、早口過ぎる。時間がない、そういう問題ではないのです。ちょっと気をつけてもらいたい。でも今言っている意味がちょっと分からないので、もう一回教えてください。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

平成 31 年 3 月に自殺対策計画というのがつくられました。そこに書いてあることを読みます。そこに書いてあるところ、遺族支援があります。検討する事項として、死亡届時の情報提供資料への遺族支援情報の追加。死亡届時に何かいろいろ出すのでしょうか。その中に遺族の支援情報の追加をするということが、このときに検討されているのです。死亡届時に配付する資料に遺族支援関連情報を追加掲載して周知を推進しますとあります。これが計画です。つまり死亡届時に、どなたかが自殺された場合、死亡届を出すと思うのですけれども、その死亡届を出しに来た方に、こういった遺族支援関連の情報がありますというのを出すということが計画に書かれているのです。これをしていないのです。平成 31 年だけれども、今令和 6 年ですが、していないのです。していない理由は何かあるのですか。理由はなかったらいいのですけれども、ありますかと、そういうことです。

○議 長 市長。

○市 長 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

では、時間もちゃんとした普通の時間でやります。

ちょっと私がそこまでは分かりません。担当部、担当課から答えさせます。その後に自殺対策の強化というのはずっとあるので、そういう流れの中でどういうふうに判断しているか。ちょっと私分りかねるところもあるので、専門的な担当のほうから答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

死亡届時の説明を取り組もうと思っていました。ただ、すごく手続に時間がかかって、いろいろな作業があるので、手続自体に。そこでそのご遺族のご心情とかを考えると、そこで時間を割いて、それはなかなか難しいのではないかとというのが当時の担当窓口からの話がありましたので、そこは手を出せないでいました。今のところ窓口用の封筒をご覧になると分かるのですけれども、死亡届だけではなくて、転居とか進学とか、いろいろな届出の事由で、すごく心が動くときがあって、そういったときの窓口はいくらでも保健課で相談できるのですというところを入れて今お配りしています。これがいいのかどうか分かりませんが、今後の検討だと思っておりますので、以上のように配布しました。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

では最後、5 日目に行きます。消防や病院との連携を強化し、未遂者等のハイリスク者の把握に取り組むべきではないかということなのですけれども、これはちょっと分からなかったのも、私の聞き方がよくなかったのか。消防とかで出動します、自損行為がありました。自損行為の方たちがいまして、自殺未遂者に関する支援や対応方法を隊員が学んで、その学んだ隊員たちを通して、自殺未遂者と支援者をつなげることができる体制づくりのための協議検討を進めますと計画にあるのですけれども、私が保健課の方に聞いても、保健課の方たちは、自損行為の搬送が何件あって、その何件のうち何件を把握されているとか、そういうのも公表できないそうです。

そもそも消防と総務課と保健課の年 6 回ある会合ではなくて、消防本部と総務課と保健課、もしくは消防本部と保健課とかが 1 対 1 か 2 対 1 か分からないけれども、そういった中で自殺未遂者の情報とか自殺未遂者の把握にはどうすればいいとかそういった、この計画に書かれたとおりの検討というのはやっぺらっぺらしているのですか。自損行為された方たちというのは把握されているのですけれども、それがどこまで保健課のほうに情報共有されているかというのは、どうされているのですか。

○議 長 市長。

○市 長 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

これをこの議場でやるのは、私はふさわしくないと思ってまずはいます。共有されているか、いないか、そういうことも含めて私は少し口をつぐみたいところがある。先ほどから言っている、未遂なのかとか、自損行為とか、そういうことを断定してやっているわけでも何でもありませんよ、違いますか。断定できないでしょう、大体。しかしそういう疑いのあるところの共有感というのはあると思います。それは議員がここの場所でやるような問題と少しかけ離れていると私は思っているのですけれども、それがために先ほどから言いづらそうに私は話をしているのです。何のことがあるのでしょうか、これを一般の皆さんが全部知ったとして。私は少しそういうことに嫌いを感ずります。

担当部長、もしくは課長なり担当者から答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

情報の共有があつたとしても、それがどういうふうに関係がどうだとか、この場合はこうだなどということ、該当になった方もいるかもしれませんが、そこについてはこれ以上申し上げることはできませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 年間自殺者の目標数を 18 人以下ではなくゼロに

自殺未遂者に関する支援や対応方法を隊員が学んで、例えば隊員がこういった支援体制があ

りますというリーフレットを置いてくるだけでも、あとコンタクトするかどうかはその方たちの勝手ですから。それは死亡届を出すときも、こういった支援対策がありますからと言って、話したくないという人もいるだろうし、話したいという人もいるだろうし。あとは支援を受ける側の自由、オプションを増やしていくことだと思うのですけれども、今の答弁だと、そもそも何も言えない、この場では言えません。全然分からない。平成31年に書かれた自殺対策をなぜ実行できていないのか。全く分からなかったのですけれども、素晴らしい計画なのでぜひ一つ一つもう一度読み直していただいて、一人でも自殺に追い込むことのない社会を目指してやっていけたらと強い思いを持って、一般質問とさせていただきます。

終わります。

○議 長 以上で、黒岩揺光君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を14時30分といたします。

[午後2時12分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時29分]

○議 長 質問順位4番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、一般質問を始めたいと思います。

市における独自の教育をどのように進めるか

休憩を挟んで少し気分も変わったのかと期待しているところですが、今回は、市における独自の教育をどのように進めるかということで質問いたします。

この夏いろいろありまして、私はプールに結構通うことがありました。そのプールに通っていたタイミングで、とある家族と一緒に、更衣室でそのご家族の息子さんが着替え中の半裸の私に寄ってきまして、自分の夢を語ってくれたのです。自分は将来パイロットになりたいという夢を語ってくれました。私はネット上では史上最低得票の議員だということで、かなりいろいろやゆされていますけれども、その少年の夢がかなうことを願って、というのも得票数は関係なく、議席を頂ければそこで仕事をするということに関しては恐らく対等だと思っています。そのような意味では、その少年も一市民ですからよくよく話を聞いてみようと、聞いてみたらパイロットになりたかった。私はこう答えるしかなかった。「君のお父さんのように学識をきちんと備えて立派に育てば、君の夢もかなうのではないか」という答えをしたところでありました。その少年の夢が私の今回の一般質問において、南魚沼の教育が前に進めばということで様々なことをお聞きしますが、そういったことも含めて、子供たちの夢がかなうような教育が南魚沼市にもしっかりと根づいてもらえるということを期待しております。

それでは1番、ものづくりに関する科学教育はどのように進めるか。

2番、VR等を使った避難訓練を含む防災教育について計画はあるのか。

3番、国際的な交流ができるような語学力の習得や国際的な素養を身につけるための教育計画はあるのか。

4番、運動に関する能力を上げるための教育計画はあるのか。

5番、食に関する知識及び経験を得るための教育計画はあるか。

演壇からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、永井議員のご質問にお答えしたいと思います。

市における独自の教育をどのように進めるか

市における独自の教育をどのように進めるかということで、1番から5番までお尋ねであります。このことにつきましては、いろいろ考えたのですけれども、やはり教育長の答弁をもって最初は答弁してもらおうと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

夏に出会った少年の夢をかなえる、そういう気持ちでご質問いただくこと、大変感銘を受けました。夢をかなえるための教育はどうあるかということをしかりと受け止めてお答えしたいと思います。

まず、市における独自の教育をどのように進めるかの1番目、ものづくりに関する科学教育はどのように進めるかについてお答えいたします。

小中学校の学習指導要領においては、科学教育という用語の記載はありませんが、内容として科学教育に関する指導——自然科学の科学教育ということになりますが、主に小中学校の理科や中学校の技術家庭の技術分野などにおいて実施されていると考えています。例えば小学校の理科では、ゴムや磁石の力で動くものを作り、予測や実験、観察を通して制御し、目標に近づけるといった学習を行っています。

また、中学校では、理科や技術家庭を中心に、原理、法則の理解を深めるためにもものづくりなど、科学的な体験を重視しています。例えば技術分野では、発電の仕組みと特徴を学習するために、ペットボトルの風車を作りまして——風力発電とかのモデルです。それを作成し、ペットボトルで作った羽の角度を変えるなど工夫して、どうすればより多くの電力を生み出せるかという、エネルギー変換効率を調べる取組というのでしょうか。これも、ものづくりの経験にもつながると考えています。このように教科の学習の中で、ものづくりの基礎となる知識と経験を積み重ねています。

このほか、国立研究開発法人の科学技術振興機構が開催している科学の甲子園——これは主に高校生が対象ですけれども、そこに科学の甲子園ジュニアという大会があります。その新潟県大会には希望する中学生が参加しています。令和5年度には、市内の中学校チームが新潟県大会の本戦出場校に選ばれました。この大会は理科や数学で学んだ知識を使う必要があり、科学が実生活や実社会とつながっていると感じる貴重な場となっています。

ものづくりには科学的な原理や技術が関わっており、例えば材料の特性や物理的な法則、化学反応、エネルギーの変換などが関連してきますので、ものを作る過程で科学的な思考を身に

つけることができます。さらにチームワーク、協力意識、グループでの実験などを通して、リーダーシップやコミュニケーション能力も伸ばすことができます。加えて、想像力、問題解決能力、協力意識を養うだけではなく、科学的な思考や実践的なスキルを身につけることができます。これは将来の職業選択や社会参加においても優位性の生まれる取組であると考えております。

以上のことから、教科で行われているものづくりの活動を今後も大切にしていけることが必要と考えています。

2番目のVR等を使った避難訓練を含む防災教育について計画はあるかについてお答えいたします。現在、南魚沼市内にはVRを活用した防災教育を実践している学校は残念ながらありません。各学校では新潟県の防災教育プログラムを基に指導計画を策定し、各教科における学習や防災教育に関連した行事と連動して取り組んでいます。

現状では、各校の指導計画によって行われている避難計画をはじめ、総合防災訓練での各種災害体験、起震車での地震体験などにより災害の状況を経験しますが、限られた回数となっています。災害を自分事と意識しながら学ぶことができるように、防災協定の締結先をはじめ、連携できる民間事業者の協力や提案をいただきながらVR等の活用も検討し、防災教育の工夫と改善を行ってまいります。

3番目の国際的な交流ができるような語学力の習得や、国際的な素養を身につけるための教育計画はあるかについてお答えいたします。南魚沼市では、第2次南魚沼市教育基本計画において、幼児教育、学校教育分野の基本方針の一つにグローバル人材の育成を掲げております。

南魚沼市の小学校では、ご存じのように教育課程特例校の認定を受け、国際化の学習を行っています。国際化には英語教育と国際理解教育の2つの柱があり、低学年の段階から学習に取り組んでいます。小学校においても外国語が教科となったことから、これまで取り組んでいた活動の仕方・内容を発展させ、学習指導要領に沿った指導を充実していく必要があります。英語を使った言語活動をより積極的に行うなど、授業の改善と充実を図ってまいります。

また、国際化のもう一つの柱である国際理解教育については、地域の教育資源である国際大学の留学生を招き、異文化との交流や日本文化の紹介などにより視野を広げ、外国の人と積極的に交流しようとする気持ちを育てています。

中学生においては、アメリカ合衆国での海外派遣研修事業を昨年度より再開し、アメリカの歴史と文化に触れる機会を設けております。これにつきましては、先ほどの市長の一般質問の答弁の中にもありましたとおり、様々な出会いの中で現地の方にインタビューする活動を加えたり、英語を用いてコミュニケーションする機会を取って、自分のことや日本のことを伝える活動を行っているところであります。また、今月末には報告会を実施する予定ですが、研修事業を個人の体験で終わらせるのではなく、経験を記録し、整理し、伝えることで、自分自身の将来の目標をより明確にするとともに、それぞれが国際的な視野を持った人材に成長してほしいと願っています。

また、夏休みにはイングリッシュヴィレッジや、インターナショナルヴィレッジにおいて、留

学生との交流を通して国際感覚を養う取組を実施しているところであります。これも南魚沼市独自の取組として特筆すべきものであると捉えております。

4番目の運動に関しての能力を上げるための教育計画はあるかについてお答えいたします。各学校では、学習指導要領や県の教育振興基本計画などに基づき、体育・健康に関する全体計画を策定し教育活動を行っています。保健体育の授業を中心に、様々な運動を通して生涯にわたり運動に親しむ態度を育成しています。

各学校では新体力テストと呼ばれているものを毎年実施しています。経年の結果分析や全国や県との比較により、課題の改善に取り組んでいます。その課題の中から1校1取組という健康増進・体力向上のための取組を各校が計画し、実践することで課題の改善を行っているところであります。

児童生徒の運動の能力値を上げるには、運動時間を増やす、専門的な指導者を配置する、多様なスポーツを導入する、そして健康的な食事と栄養指導を実施するなどが考えられます。しかし、運動時間を増やすために体育の時間や部活動の時間を増やすことはなかなか困難です。また、専門的な指導者配置も、教員の異動・配置によるものが大きく望めません。したがって、学校のカリキュラム以外にも新たに始まる地域クラブ活動の中に地域の特性を生かした様々なスポーツを組み込むことなど、児童生徒の選択肢を増やし、自分に合ったスポーツを見つけ、より多くの運動の機会を得ることができるようになることも必要と考えるところであります。

また、運動能力の向上には、健康的な食事と栄養の重要性を教えることも重要です。南魚沼市が食を生かした観光・まちづくりをしていることから、生徒たちが自分の体によい食事、食材を選ぶことができる栄養指導も大切だと考えます。義務教育期においては継続的に運動に取り組める工夫を行いながら、一生涯の健康の基礎となる体力と健康づくりの意識を育ててまいります。

5番目の食に関する知識及び経験を得るための教育計画はあるかについてお答えします。市内の各小中学校では食に関する指導の全体計画を策定し、教育活動全般を通して実践しています。授業における指導に加え、学校給食での指導や個別の指導を組み合わせる多面的に取り組んでいるところです。

例えば中学校の技術家庭の家庭分野では、少し難しい言い方ですが、自分の食生活に関心を持ち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。また、栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えることなど、学習しております。

一方、給食指導においては、家庭科での学習を生かし、魅力ある栄養的に優れた給食献立を考える取組もしています。市内小学校6年生と中学校3年生にアンケートを実施し、主食、主菜そして副菜や汁物など、それぞれ選んでもらって、それを基にして栄養教諭が4日間の献立を組み立てて提供しています。これにより子供たちは人気のメニューを味わいながら栄養バランスをどうすれば保てるのかなど、実際に食べる給食を通じて学んでいるところであります。

また、地域の食に関して申し上げますと、この地域には多くのすばらしい食材や食文化があり

ます。それを生かしてなりわいにしている方もいらっしゃるれば、各家庭で家庭料理として受け継いでいる方も大勢いらっしゃると思います。そういった地域に根差したものを学校の授業や給食指導はもちろんですが、社会教育事業や職場体験などを通して学んでいくことも大切であり、その機会を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

分かりました。丁寧な答弁をいただきましたので、私も細かくはなってしまうかもしれませんが、前向きに、ポジティブにいろいろ議論できればよいかと思っています。

今の1番のものづくりの部分では、今ペットボトルを使った風車というようなお話を受けて、確かにそれは必要なこと、物事を研究する上でどのような工夫をすればどれくらいのもので出来上がるのか、どれくらいの能力のもので出来上がるのかというのがとても重要だと認識しているのですが、それは恐らく私が中学生の頃でもできたようなことだろうと思っています。ペットボトルだってあったし、蓄電池もあったし、発電量を測るためのセンサーもあった。

果たしてその20年くらいで何が大きく変わったかといったところに、一般的な学校教育の図画工作、図工の部分の枠を超えなければいけない現代的な技術というのがもう既に存在してしまっているわけです。例えば、学校は各生徒に対してタブレットを渡している。渡しているのだったら、そのタブレットを使っていろいろやってみればいいではないかというのが私は感じるところです。というのも先月、アルプス技研の当市顧問の松井さんが私の会社に来てくださって、本を1冊置いていかれたのです。その本をぱらぱらと見ていると、松井さんが興した会社の初期の段階の写真が載っていました。それは部屋いっぱいドラフターが置かれていて、そこで製図して、いわゆるデザイン支援をしている、設計支援をしているというところから今の会社の成り立ちがあった。

先ほど1級建築士である鈴木議員にドラフターは今どんなのですかという話をしたら、もうドラフターは使っていない、CADだという話になって、私たちも物を作るのに、今コンピュータ上でCADを使って——うちはスノーボードを作っているのですが——製図というものがこれからの子供たちの中にとっても重要なことになってくると思います。モデリングができなければ、マシンングは絶対にできないから。モデリングをするということの重要性を、今子供たちに与えられている機械を使って、割と簡単にできるのです。さすがに設計図面そのものを書けというのは難しいのだけれども、タブレットを使ってCADのはしりくらいのはできるのです。

例えば風車を作るに当たっても、ただペットボトルを切って、曲げて、切った、貼ったで済むようなやり方ではなくて、もうきちんとモデリングという考え方を植え付けていかないと、本当に今の日本の工業力は落ちているのです。残念なことに工作機械がほとんどない。こんなものがあつたらものづくりはもっと簡単になるのと思うような工作機械が日本にないのです。何でかという、日本の工業力がめちゃくちゃ落ちているから。何で落ちているかという、モ

デリングできないからなのです。それを子供たちに植え付けていかないと、もう図画工作の域を超えていかないと世の中の速度に絶対に合わない。この辺り何かタブレットを使って図画工作に取り組んでいるようなことがあれば、それを教えていただきたいです。

○議 長 教育長。

○教育長 市における独自の教育をどのように進めるか

今のお話をお聞きしまして、なるほど、ものづくりという点を私は科学教育という視点で申し上げましたので、少しそこに違いがあるということ少し踏まえたいと思います。

私は理科教育——科学にも自然科学や社会科学、人文科学ありますけれども、その中の自然科学の中の理科教育という視点でお話いたしました。ですので、先ほどの例を出したところでもありますけれども、それは目的が理科においては、原理や法則の理解を深めるために活動を行うというところの一つがものづくりということになりました。

今のお話ですと、図画工作などでタブレットなどの活用はないかということになりますから、私の最初の答弁と少し違うところもあります。そこら辺を前提にしましてお答えしたいと思います。図画工作でタブレットなどを使うのは、主に鑑賞なのです。鑑賞というのは、ほかの子供たち、児童や生徒が見た作品を——今教科書にQRコードがあります。QRコードをかざしますと、このテーマでどんな作品をほかの児童生徒が作ったのだろかという参考例がたくさん出てくるのです。その中で見つけるというものがあります。それが主に図画工作の中で作品を鑑賞する、あるいは作る前に構想を立てる段階で、そのヒントを得るというのが多く使われているものであります。それ以外にタブレットを活用するものは、写真等を利用していろいろなアイデア、デザインなどを工夫するものに使われているというふうに自分の範囲で把握しているところでもあります。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

分かりました。ちょっと教育長とのずれはあったとしても、根本は同じだと思います。結局、工学にしても理学にしても、基本的にベースになっているのは科学だし、それ以外のものにも十分科学というのはベースにあると思っています。

今おっしゃっていたようなタブレットの利活用に関しては、一般的に文部科学省から言われているようなやり方を踏襲するのは当然だと思います、それは。当然だと思うのだけれども、今後、南魚沼市をやはりそれなりに工業・産業化していくということも含めて考えていくと、工学的なものの考え方ができる人材をやはり育まなければいけない。育んだ中でタブレットみたいな簡単に、感覚的にものを動かせるものでやっていったら、子供たちの才能はめっちゃくちゃ伸びると思っているのです。

というのも、うちの子は2年生なのですがけれども、最近うちの工場に入り浸って全然帰ろうとしない。何でかという、ものづくりをして楽しいからみたいなことを言うのです。何を楽しいのかというと、結局レーザーでものを切ったり、焼いたりするというのが、タブレッ

トから感覚的に物ができてしまうから楽しいと。私のときのことを思い出してみると、木に焼き印を入れるのに、私がやったのはハンダごてで焼いていったくらいしかできないのです。私の少年の頃というのはそんなものであった。

では、科学的な考え方を基に一体全体、現代とかつてだとどれくらい差があるのかと、ちょっと実験してみた。私が小学校2年生のときかな、砂鉄を取らなければいけないというミッションが与えられて、家に帰ったら、おやじがそれは簡単だ、考えろ。考えたって分からない。けれども、磁石と同等のものをくぎと銅線で作れという話なのです。そんなの分かりはしない。

ただ、同じことを今の子供たちにやらせると、タブレットでそれを調べてやるわけです。便利だな、タブレット。どうやって作るのかと思って見たら、何かそれなりに考えてモデリングしているのです。何か現代と私が少年だった頃というのは、ここまで大きな差があるのだ。大きな差があるのに、何でここまで工業力が落ちるのだろうと思ったときに、それはもう答えは教育にしかないのです。

なので、南魚沼だからそういったことができるような教育にぜひ取り組んでもらいたいのです。これはやれということではなくてアイデアとして、モデリングというものがなければマシニングもできないし、モデリングができなければどうやったって工業というのは発達しないから。

もう私は自分で、ちょっと自分の頭がいかにしていると思うところが幾つかあって、例えばですけども、アイスクリームのスプーンを見ると、あれがスノーボードのノーズの形状にしか見えないのです。それくらい、そちらのほうに頭が振れてしまっていてという話をこの間、三条市立大学の学長がうちの工場にお見えになったので話していたら、実はそれと同じような話がジブリの映画の「風立ちぬ」の中で堀越二郎——あの零式艦上戦闘機的设计をした方の逸話で、サバのここの骨をこうやって見て、それが翼断面と同じカーブをしていると言うのです。それを調べてみると確かにサバの骨に近いカーブが——NACAというNASAの1個前の団体でアメリカの航空委員会とかそんなだったのでですけども、そこに翼断面と同じカーブがある。

それくらいの感覚で子供たちが何かを見て——例えば先ほどおっしゃっていた、QRコードを見て誰かの作品が見られるとか、何かが見られるということにインスピレーションを受けて、それが何かに反映していくような、そういった教育の在り方というものにつなげていかなければ、全国一律同じものの考え方で行ってしまうのです。

日本は島国で北海道から下、沖縄県まであって、ヨーロッパにはめ込むとドイツからスペインくらいまでの距離になるわけです。それはもうドイツからスペインまで行けば文化は全然違うのだから、その大きなくくりの中で北から南まで同じ教育していても私はしようがないと思う。でも南魚沼は、やはりそれなりにやれることはあるはずだから、その辺り、もう一回、タブレットを使った新しいものの考え方で教育できないか、何かアイデアがあったら教えていただきたいのですが。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

ありがとうございました。タブレットを使ってもものづくりに生かすという発想はなかなか

いところが実情です。それは、今ほど議員がお話されたとおりに、学校教育のものは教科書を基本にして進みます。今、永井議員がおっしゃったようなところまで教科書が追いついていないというところがあります。ですから、逆に私は永井議員から学校現場で、例えば図画工作や技術家庭科でこんなふうにして使うと、これは子供たちのいろいろな発見そして意欲を湧かすことができるという、そういうものを逆に提案していただくことが有り難いと思います。

教育が変わるのは1つの学校、もっと極端に言えば、1つの教室からです。1つの教室から始まったものが学校全体に広がって、そしてほかの学校にまで、それやってみようということですから、そのようにタブレットを使った、先ほどの焼き印というか、レーザーを使ってできるというものをいろいろアイデアをいただくと、それをぜひこの教科で使えるのではないかというふうに工夫していきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

分かりました。とにかくものごとをポジティブに前向きにどんどん進めていくためには、創意工夫していかなければいけないと思いますので、本当に南魚沼のこれからのことを考えていたら、ぜひ果敢にいろいろなことにチャレンジしてもらっていいと思います。失敗したっていいと思うし、私は教育というものは本当にこれからとても重要なものになってくると思うし、さっきも言っている、全国一律同じものを教えていても私はしょうがないと思っている。

特に、よく例え話で私は話しますけれども、円周率が3.14と世の中ほとんどの人が知っているわけです。世の中のほとんどの人は知っているのだけれども、何で3.14なのかということを知っている学校というのはほぼないのです。分かりますか。何で3.14がどうやって求められるか。そこを教えていかないと子供たちは伸びないと思う。

簡単にいうと、円に内接する多角形と円に外接する多角形の間にあるわけだから、それを無限大まで多角形の数を伸ばしていけば、極端な話、円になるわけです。それを一番分かりやすくやってくれるのが六角形で、六角形というのは正三角形が6個あるわけだから、簡単に内接と外接の多角形の周の和は出せるわけです。

それは、六角形というのは何かというと南魚沼の雪の形である。そういうところにアイデンティティーを持っていかない限り、3番につながるような国際的な素養は身につかない。南魚沼は雪国なのだ。雪国ではなかったら学べないことはあるのだ。雪の結晶を観察してみたら六角形ではないですか。六角形というものを使って、うちはこういうユニークな教育をしていますというところまで持っていけたら勝ちです。それに私はすごく期待しているので、1番は先ほどの教育長の答弁に納得して、これからどんどん進めて行ってもらえたらと思います。

2番、VRを使った避難訓練を含む防災教育。私は1期目の一番最初の一般質問は今でも覚えているのですけれども、起震車を買ったらいかがかという話だったのです。おおむね3,000万円程度のもので、井口市長はやはりそこまで割ける予算はなかったということだったので、ではお借りしてきていろいろやってみましょうということで、本当に皆さんいろいろ努力をされ

て、学校に置いてもらったりとか、防災訓練のときに置いてもらったりしながら、徐々に有用性が分かってきた。

それが10年前で、10年前にVRほぼなかったです。今はもう本当に簡単に、アパートを決めたいという人がVRゴーグルを使って、行かなくてもおおむねどういう間取り、どういう部屋なのかが分かってしまうくらいです。そういったものを使って避難訓練とかまでソフトウェアをつくって、VRゴーグルさえ四、五十個あれば、1クラスずつ1年間回って、様々な災害設定をした中でVRゴーグルを使って避難訓練をするというのはとても重要なこと。

何でこれを言うかという、私たちの子供たちは、ここの地に自分たちが行きたい大学や専門学校などの高等機関がないから、やむを得ず東京都とか新潟市とか大都市に行かざるを得ないのです。行かざるを得ない中で、ここに来て皆さん感じていると思う、必ず災害が来る。災害が来る中で、我々が感じてきたこれまでの経験だけでは、どうにも対応できないようなことが起こり得るのです。市長も今回災害に関して、とある会社と提携を結ばれました。そういうのも含めて、そういった物的支援以外にも、子供たちに教育的な支援をしていく必要がある。それに対してVRを使った防災訓練、恐らくコストとしてはそんな大したコストではないと思う、ずっと使えるのだから。その辺り何か思うことがあれば、市長でも結構ですし、VRの採用はどうでしょう。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

VRの教育的効果は非常に高いと思います。私自身もVR体験ということで県の実施した体験会に参加したときに、非常に現実感、ここでこんな世界を体験できるのかと思う衝撃がありました。ですので、VRを使った防災教育については非常に関心が高いところであります。

一方、VRを使った教育的なメニューというのは、あまり知らされていないですので、これはぜひ研究したいと思っています。教育的な効果はあると思います。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

本当に我々が教育しなければいけないというのは、その子供たちが大人になったときに、きちんと身につく技術だったり経験だったり、いかに我々の世代から提供できるかということなのです。それなので——絶対来ます。大きな災害というのは絶対来るから、それに対応できる子供たち。この地にいれば、ほかの地域に比べたら被害数だったり、被害状況というのは少ないだろうと思っているので、それはそれで安心なのですが、私が懸念しているのは、学校がないからやむを得ず東京に行っている子供たち、大都市に行っている子供たち、そういった子供たちが南魚沼で体験した防災教育というものをきちんと身につけてもらって、生き残ってもらいたい。サバイバルしてもらいたい。そういったことも含めて、決して高い投資ではないと思う。恐らく数百万円レベルの予算で済むというふうに思っていますので、ぜひ研究してもらえばと思います。

3番に移ります。国際的な交流ができるような語学力の習得。国際的な素養を身につけるといふ計画は、先ほどの市長の渡米をされたことによって、実際にアメリカに短期間ですけれども、子供たちを派遣するという事業でも、それなりに形にはなっているのかと知っているのですけれども、とても重要なのは、今後私たちの地がインバウンド観光の受入れ地になるという視点から考えていくと、やはり国際的な素養だったりとか、コミュニケーションが取れる必要があるのではないかと思っています。

一方で、意外と言語ではない。言語なんてしょせん言語ですから、言語だけではないということも感じています。岡村教育長の前の教育長はほとんどしゃべらなかつたですけれども、あのジェスチャーだけでよく外国人とあそこまでコミュニケーションを取っていると思って、私は本当に感動したところなのです、特にお祭りのときとか。よくこの身ぶり手ぶりでと思ったけれども、身ぶり手ぶりは一番効くのではないかとも思っています。

いわゆる外国人とのコミュニケーションを取るための技が言語だけではないということも、きちんと教えていただけるようなイングリッシュヴィレッジとかその辺り。今後、海外に派遣してもらえる子供たちにはすごく大きなチャンスだと思うのだけれども、そこに行けなかつた残された子供たちにも均等にそういった教育を施せるようなシステムを構築していつてもらいたいのですけれども、その辺り、何か子供たちにできるようなことが、今以上に何かないものかというのは思うのですけれども、何かありますでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

とても大切な視点をご質問いただいているところであります。国際感覚を身につける、それは言語だけではない、コミュニケーションしようとする意欲が大事だと思います。その中で南魚沼市のこの地を生かして取り組んでいるところが国際大学との関わりであります。先ほど答弁したように、国際科という枠は小学校におきましてはありますが、それだけでは足りない部分が出てきていると思います。ですので、今お話ししていただいたように、インターナショナルヴィレッジやイングリッシュヴィレッジなどの国際大学の留学生と交流して、直にコミュニケーションする。それは英語がどれだけできているかどうかではなくて、コミュニケーションしようというその意欲がとても大事だと思います。その機会はさらに拡充できないかと、今検討を進めようとしているところであります。

海外派遣に行っている子供たちだけではなくて、多くの児童生徒がより外国の方と積極的に関わることができる機会をつくっていきたいと思います。

もう一つですが、英語の授業ですけれども、国際科の授業も中学校において行われている英語の授業も、より積極的に英語を使った言語活動をしようということで、今学校現場では研究を続けているところです。今の活動をさらにグレードアップする、そのために何ができるかというところを今取り組んでおりますので、またしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

分かりました。私は本当に今までの日本の教育の在り方で、平均値的な能力の高い人間を育てていくということに若干、もういいのではないのと思うのです。飛び抜けた能力がある子供たちを育てていくことのほうが社会的な意義・意味というのは多いのではないかと思っている部分がたくさんあります。というのも、うちのエンジニア君はマシニング、モデリングはもうとんでもないスキルを持っているのですけれども、英語は全くしゃべらない。英語は全くしゃべらないし、私の友人の外国人が来たところで、全然うんともすんとも話さないのです。だけれども、グーグルの通訳機能を使って楽しそうに話しするのです。

この間も私の親友が鮎祭りに東京からわざわざ来て——四十幾つで、同い年なのですからけれども、妙に背の高い女の人を連れてきたと思って遠くから見ていたら、あれ、何か金髪だぞという話になって、物すごい年下のギャルでも連れてきたのではないかという話をしていたら、実はロシア人だった。そのロシア人とどうやってコミュニケーションを取っているのという話をしたら、グーグルに頼っていますと。

だから、ある意味で、言語は話せなかったら話せなかったでいいのです、そこはもうグーグルに頼めば。問題なのはコミュニケーションが取れるということなのです、とても重要なのは。その辺り、言語にこだわらずに、南魚沼市は実はもう和気あいあいと楽しめるような対外国人との異文化交流を楽しめるようなプログラムがあるのですという、もし答弁ができるようだったら、教育上言語抜きにして楽しめる場というのは何かあったりするものなのですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

すみません。ちょっと今の質問の、言語なくして楽しめる。質問の意図がちょっと見えなかったもので、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

言語を飛び越えてコミュニケーションができるという手法を構築するような場をつくってあげることではできているのでしょうか、という意味です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

ありがとうございました。大変失礼いたしました。言語を飛び越えてということ、その言葉から想像すると、国際科と呼ばれている教科の中で、国際理解の教育は言語を飛び越えているものだと思っています。それは英語ができるかどうかとは別に、外国の方とコミュニケーションを小さいときから体験させていきたい。それで継続しているところであります。

議員のおっしゃるのは、さらにそれだけではなくて、もっと広いチャンスを設定できないかということだと思いますが、それはこれからの研究の材料としてみたいと思います。今の段階では、今の質問について、これを考えていますというところまではちょっと用意はしておりません。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

実は先週、うちにネパール人がスノーボードを買いに来たのです。買いに来ただけけれども、英語が通じない、日本語も通じない。どうにかして向こうは欲しい。こちらは、では作ってあげたい。どうやってコミュニケーションを取るかというので四苦八苦したところから、やはり英語はしょせん、世界でも恐らく30%くらいの人しか話さないのだろうと思うし、イタリア人とか来たらまた何か考えなければいけないのだろうとか思いながら、英語だけにこだわらずにコミュニケーションが取れる方法を考えていかないと、国際化にはつながらないのかと思ったところでございます。

では、4番に移りたいと思います。納得しましたので、移りたいと思います。運動に関してですけれども、これは体育の時間を増やすことができないというのは、確かに今のカリキュラムでいったらそうなのかもしれない。私たちの子供の頃は——私の小学校は違ったのですけれども、夏休みだとプールを開放していました。恐らく今も地元の小学生たちのためにプールを親が開放しているのではないかと思うのですけれども、それは結構大変だと思っていて、とは言え、子供たちにしてみたら、夏休みとは本当にあり余る時間とあり余る体力を持ってして何を学ぶかというのがすごく重要だと思っているのです。

プール開放はやれるような環境をやはり整えていってもらいたいと思う中で、今回補正予算でも東地域に1人地域おこし協力隊が入ります。6月にも1人入って、今2人体制でいる。地域が衰退するということに対して何か歯止めをかけていこうみたいなところが大きな目的なのであれば、教育的な部分で子供たちに体を動かすための時間を夏休みに提供できるとか、冬休みに何か提供できるような要員としてそういった人材、さっきは人材が足りないという話だったので、そういったところに地域おこし協力隊の力を借りて、一つの東モデルみたいな感じで、東は実はこうやってやることができたみたいなモデルをつくれたらいいのではないかと思っています。

プールは本当に今大変らしいです。雨が降る、水質の関係、そういうのでできる、できないとか、気温の問題とかでなかなか大変だと、突然の雨が降るとか。うちの娘は今、プールはもうプールと決まっていて、室内プールに学校がバスを出して行くみたいなので行っているのですけれども、確かにそう言われるとそうだと思うのですけれども、そういった地域おこし協力隊とかも交えた、新しい夏休みのプール運営みたいなものは可能なかどうか伺ってみたいと思うのですけれども。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

プール運営ということに限って可能性を探るというのは非常に難しいところがあります。現在、夏休みのプール開放を行っている学校は大分少なくなりました。それは天候やプール管理のこともございますけれども、多くは毎年続いている猛暑なのです。酷暑というほう

がよいかもしれませんが、子供たちがプールに来るために登校、下校しなくてはなりません、利用するために。その期間、子供たちが炎天下を歩くことが非常に難しいということで、PTAの皆さんはプール開放を断念せざるを得ないということ。それから監視をする保護者の皆さん自身も大変健康管理が厳しいという話も伺っております。そういう面で、プール開放に限定して地域おこし協力隊を活用してというところは難しいというふうに私は感じております。

一方、子供たちが体を動かす場、あるいは遊びの場ということであれば、今夏休みや休日に子供たちが運動できる、あるいは遊ぶ場というものを、地域の皆さんでそれぞれが工夫して進めているところがあります。それは地域づくり協議会という単位ではなく、学校のボランティアの皆さんがそういう場を設定して、運動する機会をつくるなどの工夫をしているところがあります。ですので、答えになっていないのですけれども、プールというところは少し難しさがあると思っている。それ以外なら、もっと地域の中で子供たちが遊んだり、活動する場をつくるのが協力してできるのではないかというふうに考えたところです。

以上です。

○議 長 永井議員、再質問ということを考慮しながら、簡潔に質問していただければと思います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

とにかく体を動かすということをしないう限り脳に刺激が行かないから、脳もきちんと発達しないわけです。体がきちんと動かして、遊びの中で想像力を子供たちはどんどん広げていって、それがひいては子供たち全体の体の成長につながっていくので、遊びとか運動を制限するようなことになってしまうと、そういったものがどんどん衰えていってしまうと思うのです。

そういったところに人材が足りないのだったら、人材を補完する何か手段を考えなければいけないというのが我々の立場だと思うのです。今の親もそれなりに忙しいですから、大変だというのはあると思うのですけれども、それも含めて、もう今のいわゆる屋外の移動環境は確かに酷暑であるし、大変なのは分かっているのですけれども、それにきちんと打ち勝たないと、これはどんどん本当にいろいろなものが低下していってしまうことになるので、それはしっかり考えていかなければいけないと思います。

だから、今回はちょっと地域おこし協力隊とかいうアイデアは提案してみましたけれども、それも含めて、様々なことを含めて、何かをモデルケースにして、失敗だったのか成功だったのか。成功だったらそれを進める、失敗だったら何かをブラッシュアップする。そういった作業を繰り返すところに行政の本来の意味があると思うので、そこはぜひ積極的に進めていってもらえればと思っています。プールに限らず、冬でもいいですし、とにかく子供たちに運動の場を与えてもらえたらと思うのですけれども。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市における独自の教育をどのように進めるか

子供たちに運動の場という視点から、広い運動をする機会という考え方で言うならば、今中

学校の部活動の地域移行があります。それは中学校を中心としながらも、小学校や中学校の子供たちに様々な運動をする機会——文化的な活動も加えてでございますが、そういう地域で子供たちが活動する場所をつくろうという、そういう目的がありますので、今のお話はそういう地域クラブ活動という面につなげて、また展開することも可能であるというふうに感じたところでもありますので、詰めたと思います。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

分かりました。

では最後、5番ですけれども、この食に関する知識及び経験というのは、先ほども私ちょっと言ったとおり、子供たちがやむを得ず都会の学校に行くといったようなところを——やむを得ずというか進んで行くとなった場合に、もし災害が起きたというときに、サバイバルできるような技術も含めて、ただ単純に家庭的な料理を作るということだけではなくて、料理というものを作ったり、どうにかしのぐとかというようなことも含めて教育なのではないかと思うのですけれども、その点、何かやっていることがあれば教えてください。

○議 長 教育長。

○教育長 市における独自の教育をどのように進めるか

サバイバルという視点からの料理、あるいは食についての指導というのはあまり行っていません。小学校においては自然教室がありますので、その中で野外炊さんや外での活動を大変豊かに楽しみながら展開しているところでもあります。自力で食事を作るという経験も重要でありますので、そういう機会を今後も大事にしたいと思います。

そしてまた、今のサバイバルで活動する、食事をする、また提案がありましたら、ぜひこれからも聞かせていただければ、実際に子供たちの活動に生かしたいと思いますのでよろしく願いします。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市における独自の教育をどのように進めるか

とにかくユニークな教育こそがユニークな人材を育てていくと思っていますので、文部科学省から言われているような教育水準に基づきながら、いかにユニークにやっていくかということが勝負だというふうに思っていますので、最後はちょっと市長に聞いてみたいと思うのです。先日、とある元新聞記者の方から本を1冊渡されて、「永井さん、これちょっと読んでみない」みたいなことを言われたのですけれども、あまり読む気にはならなかったのですが、著者が13歳で競馬場に通っていたりとか、競輪場に通っていた。馬券とか買っていないというから全然問題ないのでしょうけれども、挙げ句の果てには教室の床で寝るくらいまでマージャンに明け暮れていたみたいなことが書いてあって、ちょっと読む気がなくなってしまったのですけれども。

そういったある意味ではユニークな、もしかしたらそういう子は大成するかもしれないです。

そういう子が社会の中でもきちんと輪の中に入れるような社会の構築というのは、市長的にどうやってつくっていけばいいのかみたいな、市長的な発想で、誰もが社会の一員としてきちんと生きていけるような社会をどうやってつくっていくかみたいな、ちょっと大ざっぱな質問なのですけれども、そういったところを聞いて終わりにしたいなと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 市における独自の教育をどのように進めるか

答えになるかどうか分かりませんが、最近というか、今と私どもの若いときと違うと思っているのは、許容力だと思うのです。前はすごくいろいろな——今はよく多様化とか何か言葉を言っているけれども、今は何かもっとそれより小ぢんまりした社会になったと逆に思っていて、前はかなりびっくりするような人も社会が見守っていたかどうかまでは分からないけれども、という感じがするのです。何か自分の友達を見渡しても、あの頃のほうがすごく多様性があったという気がしてならない。今何かすごくモデル的な優等生っぽい人が多くなってしまって、という気がしませんかという感じです。私もどちらかというと、当時の枠から見れば普通ではなかったかもしれないし。だから、でもそういうのを何とか許してきたというか、そんな感じなんです。

ちょっと分からないですけれども、そういうことをやるためにも、さっきたくましいとか、たくましい人たちが少なくなった。例えば今、子供は缶切りで開けられないですね。使い方を知らないです。はっきり言うと開けたことないですから、栓抜きも危ないです。こういうこともです。マッチを擦れない子供もいっぱいいます。なので、この間ある——名前は伏せますが、県内のキャンプ用品とかをいっぱいやっている会社の会長と会って、非常に気持ちが触れたのは、キャンプの力とかそういうことが防災に——私のほうから防災という視点も話したら、すごく向こうもメモを取ってくれていたのですけれども、何かそういうイメージがあるという感じなんです。

たくましい子供をいっぱい作りませんか、ということです。そこに人に対してもたくましさも生まれたり、許容力になったり、本当の意味の優しさが出てきたりとかになるのではないかと、ちょっと答えになりませんが、思ったりしています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 15 時 45 分といたします。

〔午後 3 時 29 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 43 分〕

○議 長 質問順位 5 番、議席番号 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の皆様には最後まで傍聴いただき、ありがとうございます。議長より発言を許されましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1 ふるさと里山再生整備事業と市産材利用促進について

まず、1つ目であります。ふるさと里山再生整備事業と市産材利用促進についてであります。令和5年度の有害鳥獣捕獲数がツキノワグマ 61 頭、ニホンザル 23 頭と報告されております。今年はその木の実が凶作で、熊の出没増加が懸念されております。人身被害防止策として、クマ AI 検知カメラの設置やわな、監視用ドローンカメラの導入を図ると市長は述べました。また、有害鳥獣対策として始まった、ふるさと里山再生整備緊急5か年事業の令和5年度の成果が枝伐、間伐で23.4ヘクタールと報告されております。有害鳥獣が人里に近づかないようにする対策の効果に期待しているものであります。

さて、建築用資材として植林された杉の活用はどうかという視点で考えれば、南魚沼産材での家づくりの実績が令和5年度では5件、233万7,000円と報告されておりますが、誠に残念な数字であります。再生事業で生み出される林産材を合板製造や燃料としての活用ではなく、建築用資材として活用することを市が率先して取り組むべきであります。

そこで、ふるさと里山再生整備事業で生まれる林産材を、建築用資材として活用する方策をどう考えているかを伺うものであります。

市長にはいつも増して簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますが、答弁内容によりましては、質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員のご質問にお答えいたします。

1 ふるさと里山再生整備事業と市産材利用促進について

まず、1点目のふるさと里山再生整備事業と市産材の利用促進についてであります。ふるさと里山整備事業で伐採された木材を市内において利用することは、森林資源を自分たちの地域内というか、域内で有効に活用できること、また、輸送コストの軽減、加工産業とその雇用の維持など、木材利用は地域経済に寄与できることは多いと思います。持続可能な地域社会の実現に向けて非常に重要であるとももちろん認識しています。

ただ、一方でこういう見方がある。本事業で伐採された木材を建材として利用する、柱とかそういう建材として利用することは、現時点では非常に難しいまだ段階にあると思います。これは率直なところですが、本事業の趣旨は——それをないがしろにしているわけではないのです。違うふうに聞いてもらおうと困ってしまうのですけれども。でも、今のこの里山再生整備事業というのは、趣旨は里山を適切に整備することによって、まずは何といても我々の愛する身近な里山の再生、それから災害の防止——平成23年の豪雨災害で杉がいっぱい流れ出てきたこと、山の崩落とか、こういったことが目に浮かぶわけでありまして。それから、先ほどお話の鳥獣被害の防止。人が入り込むことによって、また見通しがよくなる場所の、彼らから見れば出にくくなる環境、こういったことを目指していこうということも含めて考えてきました。

そのため整備対象は、ここでも前からこういう話をしていますが、要するに生産森林、要するに杉が多いわけですがけれども、こういったものに限らず建材として植林された森林区域のみを対象としていないということが非常に画期的だったのです。県のこういう事業もあったわけ

ですけれども、これはここでも繰り返してお話しをしていますが、そういったところのみが対象だった。だから里山という感覚ではないのです。ここが今回我々が取り組んでいる大きな違いなのです。

それで樹種です——木の種類。これも建築用資材に適した、杉などに限定されていないということなのです。また、間伐とか枝打ちなどの整備が長年実施されていないことによって鬱蒼とした、我々としては見るも無惨な森林の状態が続いていた。長年実施されないうちでしまった。密集した森林はお互いの成長を阻害した形質不良というか、健全な建材として成り立つというよりも密になり過ぎて——議員はよく分かると思いますけれども、そういうような容姿と見えますか、そういうふうにも見えておりました。それから樹幹——極端に言うと木の幹に節目が入った材ばかりがあるために建材には向いていないというところは否めない事実であります。

また、当市は豪雪地帯であるとともに、山林の高低差が大きくて、傾斜が急な斜面も大変多いということから——これはご存じのとおりですが、根曲がり、そういう樹木が多い状況となっております。

一般的に伐採した木材は、よくご存じで釈迦に説法ですけれども、A材、B材、C材、こういうようにランクづけがされます。A材はいいほうのA材です。このランクづけが行われます。これまでにこの里山再生整備事業で産出された木材の多くは、残念ながら今ほどの私が説明しているとおりでありまして、多くはC材です。建築用資材となるA材はほとんどというか、あまり少ないということから、その多くはこのB・C材のウッドチップ、またはおが粉や端材になってしまっているという現実があります。

これらの理由から、ふるさと里山再生整備事業で生まれる木材を建築用資材として活用するという施策は、議員が施策をどう考えているのかというお尋ねの答えとしては、非常に厳しいという問題なのですけれども、市や地域の林業関係者にとっても、これは大きな課題であったはずであります。当市で定めている建築物等における市産の材料の利用の促進に関する基本方針というのはもちろんあるのですけれども、これと照らし合わせながら検討していきたい。

何が言いたいかという、私どもとしての思いとしては、まだ始まったばかりです。このことをまずやらない限り、逆に言えば道がないのですという、多分、議員そう思われませんか。この脇にある、もっと奥にある本当に植林された場所とかに、これからようやく手を入れていくというようなところ、これによって作業道的なところも増えてきました。こういったことがマイナスになっているわけではなくて、この事業に取り組んだことによって、これまで動かなかった、まさに山が動き始める兆しを今見ているところでもありますので、よろしく願いしたいと考えております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 ふるさと里山再生整備事業と市産材利用促進について

市長が答弁したとおりなのですけれども、その里山整備をして、私から見ればかなりの年数

を経た、恐らく伐期を過ぎた木まで全部含まれたので、非常にきれいになってきたというところがあるのです。ここを建築用資材として利用できないという、長年そう言われ続けてきました。しかしながら、そうも言っていないということで、市長はここが始まりだということですが、ここからではどうするのかということが始まっていくのだろうと思っはいます。

かつて城内中学校の学校林を伐採しまして、その木材を使って浦佐の認定こども園のほうの建築用資材にしたということもございました。これは里山再生整備事業が始まる随分前でありましたけれども、やはり民間からすると、うちの山のほうから切り出す建築用資材についてはコスト高であって、なかなか利用できないというところも確かにあるのです。

今ちょうどつむぎ通りの整備が始まりました。今年中に8軒建つということでもありますけれども、そのうち1件が塩沢町内の製材所が受けまして、市産材を使うのだということがありました。そこから両側に雁木通りがずっと整備されているわけでもありますから、相当の材料を使えるというふうに考えてはいたのですけれども、ただ、コストという面で考えてしまうと、なかなかその市産材を全部使うということは非常に無理があるということが分かりました。

しかし、そうは言っても、では市は何もしないのかというところが問題なのです。市長が言ったように、今後の課題であるということでありましたから、私は今年始まりました合同の給食センター、新健診施設、それから今基本設計を行っている大和中学校の新築ということで、公共工事はこれから出てくるわけでもあります。こういう公共工事についてはできる限り市産材、特にその中でも里山再生整備事業で出てくる林産材、これらを含めてやはり公共施設にこういう市産材を使っていくという方向は、今から私は打ち出してきっちりやるのだと、今後の課題でもありながらも、そういうところの方向性を出すのだということのお考えを1点伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと里山再生整備事業と市産材利用促進について

ご質問、本当にありがとうございます。答えたいと思っていたことを触れていただいています。まずは我々が行える、少なくとも我々の意思でやっていけるはずの公共施設への木材利用促進を明確に打ち出さないかという話にまずはなってきていると思うのです。この中では、可能な範囲で極力市産材の利用を進めていきたい。もしくは、例えばそれがなかなか全て用意されない場合にも、木材の利用というのは私は方向性としても鉄板であると思っているので、これは促進していきたいと思っます。

ただ、この中で問題は、今ほど市産材をなるべくと思っましたが、先ほどの話に触れて、ちょっとバックするような形で申し訳ないですけれども、市産材を利用する場合は、この加工する製造工場がなかなかこの中に完備されていないという問題があります。なので、先月、私どものいわゆる材木店とか、そういった方々と森林組合の役員の皆さんが私のところにおいでいただきまして、いろいろな要望をしてくれました。この中で非常に、意思疎通がうまくいっていると思っます。

今、問題は、例えば加工の製材をする、そういうことをこれから先に考えていかなければいけないという話をしました。それから、なかなか切り出してすぐに材木が使えないという樹種も

あるわけです。こういったものも含めて乾燥させるとか、乾燥を強制的にするような道具もあります。こういったことも含めて市はいろいろ考えてほしいと。私はもっともな訴えだと思っ
ていまして、里山整備事業だけやっていたらいいというものではなくて、基本的にはサイクル
を生み出したい。全体がここで回っていけるような。これには、今なかなか製材工場が遠方にあ
るとか、輸送コストがかかり過ぎるとかいろいろなことがある。これらをいかにやっていくか
ということだと思っています。

先ほど言った街路事業等、つむぎ通りとか、塩沢の駅前、確かにそのとおりです。なるべく、
私も本当にそう思っています。今その中で使ってくれるところが出てきた。ぜひそれが多くな
ってほしいという思いと、つむぎ通りは——今の牧之通りもそうですけれども、木材を使っ
ております。これらの中にそれが実現していく。少し打つ手が、スタートが遅かったかというこ
ろも感じながらですが、しかしこうだと思えます。

そしてつむぎ通りのことだけをいうと、これはなかなか個人の建築になるわけです。雁木、こ
れもそうなのです。なので、市産材を使ってもらうように現在お願いする状況、そしてそれが本
当に需要に応えられる供給量があるのかとか、そういうことが課題になってくるかと思えます。

先ほど、いろいろなこれから市が取り組んでいくべき、取り組むであろう方向性の建物のこ
とも全て、やはりそういったことの観点を持ちながらやっていきたいということは、もう常に
庁内に私からも発信もさせていただき、検討してくれということにはしています。例えば大巻地
区の地域づくり協議会の拠点となるそういう場所とか、こういったこともあるかもしれません。
それはやがてはもうちょっと数が増えていくはずです。そういったときのためにとか、やがて
は庁舎という課題も出てくるかもしれません。これらも含めて、やはりそうではなくて、違うも
のの考え方もあるかもしれませんけれども、やはり基本的に触れる部分については木材を多用
していこうとか、ハイブリッド的な建物になってくるかもしれませんけれども、そういうこと
も含めて考えていくべきである。その中でやっていく。

そしてもう一つ、さっきちょっと言い残しましたが、切り出してから数年かかる場合がある
のです。こういったことも含めて、これまでと同じように、やれ設計ができました、では来年需
要もというようなところで間に合わなくなってしまう場合もあるから、やはり現場の人たちは
そういう道筋をきちんとつけていただいて、だから議員が言っているとおりなのです。道筋を
つけていただいて、その需要がずっと先もそうであるというような保証がない限り、これは業
界は取り組めないから。そういうところもあるということなので、ただやっとな今サイクルの始
まりが、私としての思いは始まったばかりだと思っています。サイクルをつくっていかなければ
ならない。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 ふるさと里山再生整備事業と市産材利用促進について

1 1 目の質問については、これで終わります。

2 太陽光発電の導入・普及について

2 2 目の質問であります。太陽光発電導入・普及についてであります。省エネルギー、新エネ

ルギーへの転換として、市役所本庁舎敷地内に6台分の太陽光発電カーポート設置工事を始めると市長は述べた。公用車を電気自動車に移行する駐車場と障がい者専用駐車場として活用するとも述べた。南魚沼市地球温暖化対策実行計画に伴い、国の次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会に参画したとも述べた。次世代太陽電池——ペロブスカイト太陽電池であります——の導入により太陽光発電の普及促進を目指すようであります。ペロブスカイトは酸素や水分の影響を受けやすく、結晶内の結合に支障を来し、電子が材料内を効率的に移動できなくなりやすい性質を持っている。国はこうした弱点を克服し、量産技術の確立、需要の創出、生産体制の三位一体で実用化を目指し、実証実験を重ねながら2025年の実用化を目指している。

そこで、次世代太陽電池——ペロブスカイト太陽電池導入による太陽光発電普及促進は、企業立地に向けた取組と考えているのか伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 太陽光発電の導入・普及について

それでは、寺口議員の2つ目のご質問、太陽光発電の導入・普及についてということで、ペロブスカイト太陽電池——次世代の太陽電池と言われている——この導入に対する、これは企業立地に向けた取組と考えているのかということであります。

次世代型太陽電池——ペロブスカイトについてですが、従来のシリコン系の太陽電池に比べ、曲げられること。また、様々な形状で使用可能——例えば壁に貼り付けることも様々これは想定できる。軽い、薄い、そして低コストなどによる特徴があるということから、従来の太陽電池では設置が困難だった場所とか、それから地域における利用と発電が期待されているものです。

一方で、ペロブスカイトの太陽電池の普及には多くの技術的課題がまだまだある。現在、企業や研究機関が中心となって、材料の開発、また製造技術の向上を進めている、まだ現段階ではそういう状況であると承知をしています。

次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会というのが立ち上がっているようで、この中でペロブスカイトの太陽電池の市場投入に向けて、経済産業省の主導により組織されたものなのですけれども、東京大学、東京理科大学などの有識者をはじめ、国内の企業230社が集い、また150の自治体で構成された協議会、国内のサプライチェーンの確立とか構築をはじめ、製造技術の向上、活用の可能性などについて、様々な角度から議論が現在行われ始めているということでもあります。

南魚沼市としては、この普及の可能性について協議会に加わりまして——先ほど言った150の中の一つ——そして最新の情報をここでは得られるということから、この協議会参加の第一の目的として掲げて今進めています。情報収集を怠ることなくやっていきたい。

脱炭素の取組には太陽光電池などの創エネと言われている推進は欠くことができないものですが、環境面においては、従来型の太陽電池の普及が進んでいない当市の現状を踏まえ——これは雪が降るからとか、いろいろなことが言われてきました。はっきり言ってそう進んでいない。こういう現状を踏まえて、まずは現状の雪が積もっている、積雪による設置場所の問題、ま

た降雪期の発電効果の低下——それはそうですね、日照問題があります。それから太陽電池における創エネ分野の地域課題の解決に十分役立つものなのか、これらを注視しながら検討を進めていきたいと考えている。なかなかその耐用年数というか、これが非常に短いという問題、また水に弱いという問題、だからそれらをクリアしていくということも含めて、いろいろあると思います。

企業立地に向けた取組かどうかというご質問の趣旨にお答えしたいと思いますが、現時点では未知数でももちろんあります。企業誘致、立地も含めた産業面において、これから成長が見込まれる産業の企業が当地に立地をすとか、もしくはここで研究を始めるとか、雪国で使えるかどうかというのは非常に大きなネックのはずです。我々もそう思っているから取り組んでいるわけでありまして。これらを含めて、そういうことが行われてくるような場合には、私どもとしては積極的にやはりご支援というか、国の大きなことになっていると思います。

半導体や様々な日本で進められたことが、他国に逆に追い越されたりというか、言葉は悪いですがけれども、技術を持っていかれたりということも含めて、このことについては非常に国もいろいろ考えていらっしゃるでしょうから、こういったことの国益にも利するところに、我々雪国からの参画というのがあるけれども、私はすごく我々の大いにやるべきことではなかろうかというふうに考えていますが、先ほど言ったような様々なことがありますので、これらは慎重にやっていきたいと思っています。もしもそういうことになって使えた場合、雪国における太陽光発電も非常に視野に入ってくると思いますので、期待を申し上げているところです。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 太陽光発電の導入・普及について

以前、太陽光パネルのリサイクル事業ということでの企業立地ということで質問させていただきましたけれども、このペロブスカイトは耐用年数が 10 年くらいと言われております。非常に寿命が短い。そうするとリサイクルへも相当の量が出てくるのだらうと思っておりますし、またこの中では鉛という部分を使っているので環境にどうなのかということで、研究が非常に重要な部分なのです。よその自治体が——この参画している自治体 150 の中に南魚沼市が入っているというわけでありましてけれども、雪国でこれを広めていくということも併せて、やはり私は先進的な企業の立地を何としてもこれを、他市よりも一早く手を挙げて、ここでできないかということを考えているわけなのです。

来年度前倒しでやると思われるのは、建設用資材の S 水科学、あと P ソニックと、それからアルファベット 3 文字のサッシの会社というところが先進的に取り組んで、もう来年度から販売に乗り出すということでありまして、S 水科学では福島県のある工場をもう完全に自工場としてやるということまで進んできているということでありました。

であるならば、一大メーカーでありますから、こういうところに入ってくるには相当のリサーチもあるかと思えます。しかしながら半導体のときにも申しましたけれども、先進事業を行っている企業を何ともうちの市に立地していただくということは非常に大事かと思っていますので、この 150 の自治体の中でも情報収集ということがまず第一かと思っています。市長

の頭の中にはやはり製造の工場であったり、リサイクルの工場であったりというところの企業立地ということ、常に頭に入れて参画していただきたいと思っていますけれども、その面についてのお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 太陽光発電の導入・普及について

そもそも先ほど言った協議会に、私どもが積極的に参加している中にやはり含まれていると思います。なので、そういう視点は常に持ちながら、しかし先ほど言った様々な課題があることも——先ほどの一部鉛の話と、寿命が短いという話がありました。こういったことも事実でありまして、まだまだこれから研究が進められていくのだろうと思います。

加えまして、先ほど水に弱いという弱点、現在の。ただ、それだってクリアしていく問題かもしれない。そういうことも含めて私どもとしては、やはり最初に来るのは、いきなりの誘致というのはなかなか難しいのではないかと。何となく想定できるのは、この雪国における実験過程とか、そういったことにつながりから始まっていくところが、何となく見える道筋ではなかるかと私は思ったりしております。

ただ、議員が言われているようなそういう視点は常に、企業立地は我々の命題というか、大きな課題でありますのでやっていきたい。こういったことも若者たちからこの地に住みなしてもらえそうな、また帰ってきてくれるような、そういうところにまで触れていくような、これはこのことだけではないですけども、そんな気持ちがしております。やはりこういうことに果敢に取り組んでいくということが大事だと思います。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 太陽光発電の導入・普及について

2つ目の質問はこれで終わります。

3 新たな観光戦略について

3つ目の質問であります。新たな観光戦略についてであります。令和5年度の観光客入れ込み数実績が293万人と出ている。相変わらずスキーが104万7,000人と圧倒的であります。グリーンシーズンの入れ込み数をどう増やすかが長年の課題であるが、課題がますます大きくなっている感がある。また、観光事業補助金として、事業費4,172万8,000円に対して622万4,000円が交付されたとも報告されている。参加人数は4万7,427人とも報告されております。

7月から観光戦略策定委員会と観光戦略運営準備会を開催し、旅行形態や価値観の変化に対応した新たな観光戦略策定に進んでいると市長は述べました。日本の人口は減る傾向を強め、観光客の入れ込み数だけを考えれば減っていくのは時代の流れと考える。客数を伸ばすためには日本国内での競争は激化をすると予想される。しかし、この冬の外国人の入れ込み数増加を見れば、海外からのお客をどう確保するかは大きな課題でもあり、希望の道でもあると考えられる。専門職のアドバイザーをお願いして2年目になるわけでありまして。

そこで、新たな観光戦略策定に向けた策定委員会と運営準備会の役割をどう考えているのか伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 新たな観光戦略について

それでは、寺口議員の3つ目の質問の新たな観光戦略についてということで、この戦略策定に向けた策定委員会、そして運営準備会の役割をどう考えているのかということの答弁をいたします。

観光客の観光形態は、以前からの流れとしてあった人口減少、また少子高齢化に加えて新型コロナウイルスといった世界的な蔓延によりまして、価値観は非常に大きく変化してきたというところが一つあります。それから多様化しております。加えまして、世界で起きている様々な紛争とか戦争、こういったものの影響でいろいろな行き先が選ばれているところも出てきているのかと思います。

このような状況の中、南魚沼市の観光産業が今後も持続して、さらに発展し続ける。発展を目指さなければ持続していきませんので、そういう中において、改めて当市の現状を把握した上で観光施策等の見直しを行いたい。市や観光協会だけではなくて、観光関連事業者を含む地域の多くの関係者が連携し議論しながら、将来にわたり一体感を持って取り組んでいける観光地域づくりを進めていく必要があるものと考えております。

DMOとかも、日本型のDMOは成功事例があまりないのですけれども、当初から少し欠けている部分があって、言ってきたとおりになってきたというところがちょっとあります。しかし、対岸の火事で見ているわけではなくて、我々当事者としてこれをいかに前を向かせていこうかということをもさにやりたい。ここにも、言葉として今議論しながらという話がありました。

私は観光事業を若い時分から少し携わってきた人間の一人として思うのは、これからが最も大事なのです。責任を持ってやる人たちの集団にならなければいけないのです。ここが私は大きく違います。それと、お客さんを集客するイベントとか、そういったものはたくさんあって魅力的なものがいっぱいあることはすばらしいことなのです。加えまして、しかしその域を出た戦略がなければ駄目かと私は常々思ってまいりました。

今回、道の駅の新しい取組も含めて様々あります。こういった中でその思ってきた方向性みたいなところを——これはいろいろな議論の中で、果たしてそれは本当に正しいかどうか。できればそちらに導かせていきたいという思いは、市長としては当然あるわけでありまして、これらのことの投げかけからも始まっているということをご理解いただきたい。

そのために、人・物・予算など、これは今ある限られた資源を今後どのように効率的に活用すべきか。まずその視点とこれから新しい資源をつくり出すという視点もなければならぬ。人・物・予算です。また、観光地として、誰にどんな価値を提供すべきかということ。そして、これは昔からマーケティングと言われているところに触れてくるわけですが、観光に携わる地域の関係者がそれぞれ何をすべきかなどです。できる限り分かりやすく、観光に関する方向性を定めた新たな戦略の策定が必要であると判断しているところであります。

その戦略の策定のために、現在地域の観光に携わる様々な事業者・団体により構成されてい

ます、いわゆる先ほど言った戦略運営準備会、それと知見——大学の教授であるとか、有識者などが加わった戦略策定委員会を組織して開催し始めたということでもあります。

あと細々とは申し上げませんが、いずれにしても、これらの中から何としても——計画だけでは駄目なのです。そして、実態がこれまでのところを超えてもらわないと、私は生き残れる地域にならないと思っています。なので、これらのところを本当の意味の観光戦略というのを立ち上げるように努力してまいりたいと考えております。これは私も今のところはその準備段階としてはあるのですけれども、私がやっているかどうか分かりませんから、何かあまり口約束するなということもありますけれども、私としては非常に大きな課題だと捉えて、これに肝煎りで携わってまいりたいと、今は自分としてはそういう願いというか、思いを持っているところでもありますので、よろしくお願いします。ここが、自分にとってはラストチャンスだと思っています。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新たな観光戦略について

市長はDMOに関してでありましょうけれども、責任を持ってやる集団ということを目指さなければ駄目だということでありました。DMOについては、市内の売り物を熟知をして、さらによそへ売ってくるということでもありますので、ここにおいて、来るお客さんを待っているというような集団では駄目だろうということだろうと思っています。

そうした中で、かつてシンガポールの旅行会社の方がこちらに来られて、市内の旅行会社の方とインバウンド関係のそういう部署を一緒につくらないかという話もあったわけでありまして、けれども、そういったところも途中で話が消えてしまったという経緯もありました。

しかしながら、やはり国内の人口が減っていく中でも、日本というものに魅力を感じている外国の方々は今からどんどん増えていくのだろうと。雪国というものを知らない方も当然多くいらっしゃるわけですから、そういったところをどういう形で協議会の方たちが基本計画を立ててやっていくかということになると、国内に軸足を置くのか、インバウンドに軸足を置くのかという大きな部分かと思っています。これは協議会の方たちに一応お任せだということでもありますけれども、市長の頭の中では、国内に軸足ということなのか、インバウンドに軸足ということなのか、そのことをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 3 新たな観光戦略について

さきにいろいろ報告があって、世界の国々の中で一番行きたい国——世界中の方の調査です。1位は日本です。それも1位は、向こうから見れば異文化というか、やはり日本の文化の多様性。我々としては当たり前日本人だと思っている、素のままの日本という感じですが、これが世界の人たちから見るとすごいもの。そして食文化。次は風光明媚な自然なのです。我々はいろいろなところに当てはまっているところがあるのではないかという感覚を持っています。

そして、さきに産業振興部長のほうから調査をかけていまして、全国の中でもブランド名を想起させるそういう意味では、南魚沼市は非常に全国でもトップレベルになってきているので

す。ただ、それだけで喜んでるわけにはいかないわけですが、しかし実態として実は我々が思っている以上のそういう調査結果というのを得ています。これらも含めて何事ができるか。

そして、質問の最後のほうにちょっと答えますが、インバウンドなのか、国内なのかという議論があります。確かに国内のほうは人口減で減っていくから、それはいろいろな影響はすると思います。ただ、観光というのは人数だけではないです。回数とか、それから価値を高めた場合のやはりお一人——お金の話をしてもあれかもしれないけれども、やはり客単価という問題が出てきます。こういったことはどうであるか。

日本人から見てもすばらしいと思えないところにインバウンドって来るのか。そういう視点ではない観光もあるかもしれません。いろいろな——例えばアニメキャラクターの生まれた聖地とか、そういうのは日本人は分からないかもしれないけれども、例えばです。しかし居心地感とか、上質なサービスの在り方とか、まだまだ足りていないこといっぱいあるわけであって、こういったことが日本人から認められないようなところに、逆に外国の人だけが来ていただいて我々がよしとするような、そんなざまでは駄目だと私は思いますけれども、いかがですかという思い。

だから、そういうことにインバウンドの皆さんも評価が高まっていくようにしていくのが私は本道であるというか、我々の誇りをかけてやる方向の観光地ではないかと思います。世界中みんなそうではないでしょうか。観光税の問題、宿泊税の問題、湯沢町も取り組む話がありました。我々もやはり至急、議論を深めていかなければならない課題もあるし、今大地の芸術祭でお客様がいっぱい来ていますけれども、実際の宿泊は十日町市は少ないわけで、実は我々の地域全体の問題にかかっているのです。こういったことの、これまであまりできなかった課題なども含めて、やはり近しながら、まずは自分たちの、自らの場所のところをもう一度戦略を持って考えて、そこから相手にも話をかけていくという状況にならなければいけないと思っています。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新たな観光戦略について

天地人の大河ドラマのときに、全国から大変なお客さんにおいでいただきました。しかしながら、テレビドラマに関するものであると、やはり怖かった一過性というものがあつたと思っております。テレビドラマが終わりを告げれば、やはり激減するということは予想はされていましたが、本当にそういうふうになったということでありました。

しかしながら、日本の方が何度でも訪れたい、外国の方はもっとそうだとということになるとやはり私は本物だと思うのです。里山という言葉で表現できない、ひょっとしたらここに住んでいる私たちも理解できないそういったものが、実は先ほど申しましたシンガポールから来た旅行代理店の方たちは、一早く見抜いていたのだと私は感じています。ですので、やはり外国からのそういう業者も入れた中で、ここでどういような戦略を練るのかということが私は非常に重要になってくると思っているのです。

ですので、そうしたらこの協議会の中には、市長が先ほど言いましたように市役所の中であったり、市内の業者であったりということが中心になるのだらうと思います。やはりよそから見た、特に外国の人の目から見たこの南魚沼市の魅力ということ、これを売り出していく必要があると思うので、そういう協議会の中にもやはり外国からの旅行代理店ということの——支店でもいいのです。どなたかをこちらに派遣してもらってもいいのです。東京都に行けば、外国から来たそういう代理店がたくさんありますから、そこからこちらに出向いてもらってもいいと私は思っているのです。だから、その協議会の中にこういう方たちを入れるということについて、市長はどうお考えなのかお聞きします。

○議長 市長。

○市長 3 新たな観光戦略について

最初の天地人の話がありました。確かに大河ドラマの後のそれぞれ観光地化したところがなかなか続かないという話は当地だけの問題ではなくて、これはずっとあり続けている課題であります。

しかし、やはりあそこに出てきた映像、それから雪国の、まずそこから始まりました。坂戸山から含めて、雲洞庵のことも含めて、そしてあの厳しさの中であの2人の僚友が育っていく過程の映像とかは、我々が数字にできない形で全国民というか、国民の多くの方々に雪国の何たるかというか、そういうようなものを感じさせたものの大きなはずみになった、力になったと思います。なので、この地域はあれが終わって、アフター天地人というふうにはなっていないで、非常に脈々とつながっているところが——雪国についてです——あると思います。

2つ目の先ほどいろいろ話しして、日本人にもという話で、インバウンドだけではない。ちょっと間違っ取られるかもしれなくて申し訳ないのですけれども、外側から見ての評価というのも大きいと思います。これは逆に言えば簡単なことで、我々のところは最初スキーとか何か言っていなかったです、戦後までは。しかし、戦前からあった布場スキー場とか岩原スキー場を抜かせば、あとのところは全て外側から持ち込まれたすばらしさの視点。そこに我々が商売をなしていったというところがあるわけで、ちょっと例にならないかもしれませんが、外側から見てやはりこのところを発見していただくということは十分あると思うので。だから、何が絶対とかではなくて、我々にとっていうと、様々そういうことを取り組めるやはり柔らかい頭というか、そして素直さというか、そういうことが非常に大事かと思っています。足らざるところがあつたら、もう一度指摘してください。

○議長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新たな観光戦略について

まさにそうなのです。そうであるからこそ、今度こそ——シンガポールにこだわるわけではありませんけれども、やはり外国から見た目ということは、非常に情報収集できる状況になってきたし、地元の事業者についてもやはりそういうところを私は待っているのだと思っています。ですので、市のほうでやるこの協議会の中にそういう目を持った方たちを、外国からでもいいですし、東京にいる方でもいいです。それを入れるということについての考えだけがち

よっと聞こえなかったものですから、もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 新たな観光戦略について

これから立ち上げていこうとしているこの観光戦略は、こういったところも責任を持って動かすであろう——これまでの観光事業者だけではないのです。ここがDMO的な精神というか、そこがこれまでと大きく変わってほしいと思っている視点です。そういう新しいメンバーがこういった中で、今ほど寺口議員が言っている話が出ないはずがないというふうには私は逆に思います。そういうふうなところも取り組めるように、これまでではなかなかというところにはやはり触れていく、そういう運営組織というか考え方も含めたところになるような戦略でなければ私はいけないと思います。まだ、全部私がしゃべり切れないので、申し訳ないです。今そういうことを考えてもらっているということです。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新たな観光戦略について

3つ目の質問はこれで終わります。

4 在宅介護について

4つ目の質問、在宅介護についてであります。令和5年度の要介護認定者数が3,482人で、前年より10人減った。その中でも要支援1、要支援2、要介護4は増加である。今年度から在宅介護のポイントが下げられたことは、在宅介護サービス提供業者に及ぼす影響を懸念していた。令和5年度の介護サービス等の実施状況を見ると、訪問介護は2,092人、訪問入浴介護は139人、訪問看護は2,496人、訪問リハビリテーションは803人、居宅療養管理指導は3,711人、そして居宅介護支援は2万99人でありました。いずれも数字は延べであります。実数ではありません。

令和6年度は、7月末での要介護認定者数は3,463人、居宅介護サービス受給者数は6月分で1,915人です。この統計の後、塩沢地区のヘルパーステーションが2か所休止・閉鎖となった。サービス付き高齢者住宅施設内と特別養護老人ホーム施設内です。訪問介護の拠点が減ったわけであり。在宅介護サービスは移動が伴うので、雪国ではコストがかかることが懸念材料でありました。施設介護にお金を注ぎ込めば、介護保険料値上げにつながり、人口減少に伴う利用者減が予想される中での介護施設拡大は、施設の維持管理費が厳しくなる。南魚沼市では在宅介護に頼る部分が多い。介護保険は公がやるが、介護サービス提供は民がやるという介護保険制度ではありますが、民間は赤字ではやっていけなくなる。

そこで、在宅介護の拠点であるヘルパーステーション2か所閉鎖にどう対応するのか、伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 4 在宅介護について

最後の4点目の在宅介護についてのお答えをします。在宅介護の拠点であるヘルパーステーション2か所の閉鎖、これにどう対応するかということであり。通所系また訪問系のサー

ビスにつきましては、近年の感染症の影響——これは大きかったと思います。介護サービス需要の変化、人材不足、そして物価高騰などによる経費の増加。複数の要因によって減少傾向が続いているということでありました。そうした中、今ほど議員からもお話がありました塩沢地域ですけれども、訪問介護事業所において今年の8月末で廃止した事業所が1つ、それから9月末で休止を予定している事業所があるということで2か所。

訪問介護事業所が減少している理由としては、あまり長くしゃべりたくないですけれども、デイサービス等での感染拡大を防ぐために、事業者がサービス提供の自粛を行う中で、利用者側でも感染予防を理由にサービス利用を一定期間休止するとか、いろいろな影響が出たことが挙げられます。私どもの地域としては、雪国独特の気象条件、積雪、こういった問題もあるかと思えます。

いろいろあると思いますが、近年の事業所の休止などによって、訪問介護サービスについては、利用希望者の需要に十分応え切れていない状況があるということでありました。市内での訪問介護においては、少ない介護資源を有効に活用するために、専門的技術を要することが必要な身体介護の必要な方の利用というのを優先してサービスが提供されているのが実態ということでありました。様々ございますがそういう状態です。

やはり大変な問題だと考えておまして、市としては、まずはこれまでの利用者がサービスの利用を継続できるように、担当ケアマネジャーや地域包括支援センターが調整を図っているところであります。

また、最近言われておりますけれども、南魚沼市民病院事業においては、訪問介護事業所を新たに開設する取組を進めているということでありました。このほか国の交付金を活用して、物価高騰におけるこういう対策を行ったり、今日、川辺議員との中でも話をしたような内容をやっているところであります。

引き続き病院事業で検討しているという部分があります。非常に重要なことだと思いますので、この後、病院事業管理者から少し答弁してもらいますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 4 在宅介護について

ヘルパーステーションは、在宅における身体介護や生活援助において欠かすことができない基本的なサービスを担う重要な施設でございます。現在でも南魚沼市では訪問系のサービスが不足気味であることから、市民病院等からの退院後のケアプランを作成する際、非常に苦勞しております。市内の訪問介護の従事者数はパートタイム勤務の方を含めても大変少なく、利用頻度が高いサービスにもかかわらず、看護師はおろか、恐らく医師よりも少ない人数で対応しているのが現状だと思っております。

それから、私どもから見ますと、施設を維持するために在宅の部分の従事者を引き揚げるといいですか、全体が苦しい中で施設維持のためという構図も、悪循環を満たしてきているのではないかと思っております。このように厳しい状況に加え、さらに塩沢地区のヘルパーステーション

ョンがなくなってしまうと、在宅医療の提供が危機的状況に陥ってしまうことが心配されます。

そこで、社会厚生委員会でもご報告いたしましたけれども、病院事業におきましては、令和6年10月からの開始を目指し、訪問介護事業に取り組みたいと考えております。緊急的な対応となりますので、まずは最少単位である常勤3.0人規模からのスタートを目指しておりますが、先ほど申し上げたように訪問介護事業は在宅医療の基礎的なサービスになりますので、今後あらゆる雇用形態で従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今年の介護報酬の改定を踏まえ、介護事業は全般的に経営が非常に厳しくなることが予想されますので、周辺の施設等々の情報交換を今まで以上に密にするとともに、連携を深めまして、市民サービスに穴が開かないように頑張りたいと思っております。

以上であります。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 在宅介護について

訪問介護という部分でありますけれども、在宅介護と一くくりにできなくて訪問介護と。この中で実際には、いわゆる生活介護と言われている部分と、それから入浴介護と、それから病院事業管理者が言いましたように訪問看護——これは主治医の指示を受けてやるものでありますけれども、それと病院から退院なさった方のリハビリということで、大きく4つございます。ただ、病院事業としてやるのであれば、やはりヘルパーを抱えてという事業ではなくて、やはり看護師であったり、理学療法士であったりを抱えた事業ということで、病院事業管理者が言ったように緊急的なものであらうと思っております。

市全体の中でのヘルパーの人数は、減ってきているということでありましてけれども、ここをどうやって確保して大きく膨らませていくかということが、南魚沼市の訪問介護の大きな問題点であらうと思っております。この辺については、市内の事業者といろいろ連携しながら人材確保に努めるということでありましたけれども、実際問題として、10月からの緊急的なものは何とかなるとしても、やはり生活介護とかいう分についての人材が足りない。これは実際的な問題なのです。こういったところまで含めた話合いというのは既にできているのかどうか、そこをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 4 在宅介護について

病院事業のほうか、福祉保健部も絡めば、両方からやってもらってもいいです。答弁をお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 4 在宅介護について

まず、こういうふうに塩沢地区のヘルパーステーションがなくなるということは容易ならざる事態で、私どもの市民病院のビジネスも、在宅に戻る、最後は自宅で死にたいという方のためにリハビリとか復帰をやっているわけで、ケアプランをつくる際にそのメニューができないわけです。したがって、今おっしゃるように病院事業の本体ではないかもしれませんが、実

際我々のやっている病院経営そのものがどん詰まりになるといいますか、そういう状況なので、これは病院事業であるとかないとかということ以前に、介護保険事業のほうでもやる時期に来ていると思っています。

つまり訪問看護と言いますけれども、7割くらいは——地域によって違いますけれども、介護保険事業でやっておりますし、それからケアプランの居宅介護支援事業も——細かく申し上げませんが、この間、どんどん閉鎖したり、なくなってきております。その辺につきましても、私どもは市民病院、それからゆきぐに大和病院で拡充してきておまして、これはたまたま拡大医療保険ではなくて、我が国がそれを介護と言っているに過ぎないので、やっております。

とにかくその辺につきましては、この今年中のサービスに穴が開かないように、現在地域の社会福祉協議会とか、それから非公式でありますけれども、関係の福祉事業者と話し合いを始めております。ただ、中長期的な戦略につきましては、これから市長部局のほうで答弁すると思えます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 4 在宅介護について

例えば、これまで直接、介護の事業者支援してきたメニューもありました。先ほど答弁もありましたとおり、今年から新たに事業所の本体、非常に施設更新にお金かかる部分を国、県が補助できないところを支援していくというような形で、間接的な介護事業者への支援をしてきたところでは。

ヘルパーが非常に少なくなっていることに関しては、それはヘルパー向けの20万円の、そういった人材確保のそれに向けたものもやってきました。ただ、ここで一気にまたヘルパーステーションが減ってきたということで、直接事業所と今、こういった事由で続けられなくなったとか、再開の見込みは難しいといった意見をやり取りはしています。今後そういったところが再開できるかということに関しては、なかなかいい状況の話はいただいていませんので、市が公定価格でやっている介護保険事業の中に単独費でどういう上乗せができるかというのは、非常に現実的には難しい部分であります。ただそこについてどうやっていけるかについては、もっと皆さんの意見を聞きながら検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 在宅介護について

単独費でやるという、非常に早急にやらなければならないものもあるのですけれども、要はヘルパーの仕事のやりがいといいますか、そういったところがかなり薄れてきてしまっているというのがありました。そうした中でもブロックチェーン型地域包括ケアという考え方で、恐らく六日町の民間病院が塩沢のクリニックの継続をしていただいています。その系列で石打に多機能の施設も造っています。

こういったやり方が今後、南魚沼市の主力になっていくのではないかという感じもしてはいたのです。してはいましたけれども、もう南魚沼市全体の中でのヘルパーの数が圧倒的に少ないということでもありますから、これは少ない、いっぱいを取り合いしても潰れるところが出てくるだけで、やはり利用者が非常に困った部分が出てくるということなので、これはやはり新しくできた六日町の民間病院がクリニックを始めたような展開ということについても、当然この話合いの中に出てくるのだろと思っています。そこら辺の話合いとか取組とか——要は人材確保に向けての話合いですけれども、この辺についての動きはどうかということをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 在宅介護について

私から答弁はちょっとできないので、先ほどのような形態になるかもしれませんが、病院事業かもしくは福祉保健部から答えさせます。現状までちょっと分からない。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 4 在宅介護について

それはもちろん10月1日にスタートするまでに関連する事業者と今後どうするのだと、役割分担をしながら綿密にサービスを受ける方の訪問介護計画をつくらなければいけないものですから、一事業者だけでできるわけではありませんので、やらなければいけない。

ただ、私が懸念していますのは、看護師も少なくなっておりまして、看護小規模多機能型居宅介護だけではできないと思います。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 4 在宅介護について

人材確保の研修ですとかは、ケアマネジャーのものは今、市のほうでもうやっているのですが、ヘルパーのほうの研修は、資格を取れるようなものを県のほうでやっているかと思っておりますので、その辺のものをぜひ進めていきたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日9月10日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時45分〕